

精神保健福祉センター一年報

(令和7年度実績)

福岡県精神保健福祉センター

目次

I. センターの概要

1. 沿革	1
2. 業務の概要	2
3. 組織	4
4. 職員構成	4
5. 施設の位置及び平面図	5
6. 歳入歳出決算状況	6

II. 業務実績

1. 技術指導・技術援助	7
2. 教育研修	9
3. 普及啓発	12
4. 調査研究	15
5. 精神保健福祉相談	16
6. 思春期精神保健事業	20
7. 依存症対策事業	22
8. 心の健康づくり推進事業	26
9. 自殺対策事業	28
10. 精神障がい者社会復帰促進事業	32
11. 入院者訪問支援事業	35
12. ひきこもり対策推進事業	36
13. 精神医療審査会の審査に関する事務	43
14. 自立支援医療費（精神通院）	44
15. 精神障害者保健福祉手帳	45
16. 災害対策・災害支援	46

III. 資料

1. 本年報使用のブロック名及び保健所・管轄市町村	47
2. 関係法令	48

I. センターの概要

1. 沿革
2. 業務の概要
3. 組織
4. 職員構成
5. 施設の位置及び平面図
6. 歳入歳出決算状況

1. 沿革

◎昭和 25 年 5 月 1 日

精神衛生法施行

◎昭和 26 年

福岡市中央区の衛生研究所内に福岡県精神衛生相談所設置

◎昭和 40 年 6 月

精神衛生法の一部改正

◎昭和 41 年 5 月 11 日

福岡市東区に福岡県精神衛生センター設置

◎昭和 49 年 2 月

デイ・ケア開始

◎昭和 63 年 7 月 1 日

精神衛生法から精神保健法への改正に伴い、名称を「福岡県精神保健センター」と改称

◎平成 7 年 7 月 19 日

精神保健法の一部改正に伴い、名称を「福岡県精神保健福祉センター」と改称

◎平成 9 年 1 月 14 日

福岡県春日市に庁舎移転

◎平成 9 年 4 月 1 日

総務研修課、相談指導課、社会復帰課の三課体制になる

◎平成 14 年 4 月 1 日

総務企画課、相談指導課、社会復帰課の三課体制になる

精神保健福祉法の一部改正に伴い、精神医療審査会事務及び、通院医療公費負担・精神障害者保健福祉手帳判定業務を開始

◎平成 18 年 4 月 1 日

障害者自立支援法第 52 条の改正に伴い、通院医療公費負担判定業務を廃し、自立支援医療（精神通院）支給認定業務を開始

◎平成 22 年 6 月 1 日

「ひきこもり地域支援センター」、「地域自殺予防情報センター」の設置

◎平成 29 年 3 月 1 日

「地域自殺予防情報センター」を廃止し、新たに「地域自殺対策推進センター」を設置

◎令和 2 年 7 月 1 日

「ひきこもり地域支援センター」に加えて「筑後サテライトオフィス」及び「筑豊サテライトオフィス」を設置

◎令和 2 年 8 月末

保険診療によるデイケアを終了（年度内はデイケア事業として月 2 回のフリースペースを開催、相談対応でフォローアップ）

◎令和 3 年 3 月末

デイケア事業を終了

現在に至る

2. 業務の概要

1 技術指導・技術援助

地域精神保健福祉を推進するため、保健福祉（環境）事務所、市町村及び関係諸機関に対し、専門的立場から、積極的な技術指導及び技術援助を行う。

2 教育研修

保健福祉（環境）事務所、市町村、福祉事務所、社会復帰施設その他の関係諸機関等で精神保健福祉業務に従事する職員等に、専門的研修等の教育研修を行い、技術的水準の向上を図る。

3 普及啓発

県民に対し精神保健福祉の知識、精神障がいについての正しい知識、精神障がい者の権利擁護等について普及啓発を行うとともに、保健福祉（環境）事務所及び市町村が行う普及啓発活動に対して専門的立場から協力、指導及び援助を行う。

4 調査研究

地域精神保健福祉活動の推進並びに精神障がい者の社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進等についての調査研究をするとともに、必要な統計及び資料を収集整備し、保健福祉（環境）事務所及び市町村が行う精神保健福祉活動が効果的に展開できるよう資料を提供する。

5 精神保健福祉相談

精神保健及び精神障がい者福祉に関する相談及び指導のうち、複雑又は困難なものを行う。
心の健康相談から、精神医療に係る相談、社会復帰相談をはじめ、アルコール、薬物、思春期等の専門相談を含め、精神保健福祉全般の相談を実施する。

6 思春期精神保健事業

思春期に関する相談対応や学校教育関係・医療機関・福祉施設・行政等の職員を対象として思春期のこころの問題や様々な不登校・ひきこもりの子どもに対する支援等について理解を深めることを目的とした研修会を行う。

7 依存症対策事業

アルコール・薬物・ギャンブル等依存症に関する相談対応や回復支援プログラム・家族教室の開催、医療・福祉・行政等の実務担当者を対象とした研修会を行う。

8 心の健康づくり推進事業

県民の心の健康づくりのための「心の健康相談電話」の実施及びこころの健康を支えることを目的とした研修会を行う。

9 自殺対策事業

自殺対策の一層の推進を図るために、自殺対策関連の情報の収集と関係機関への情報の提供や関係職員等の資質向上のための研修会の実施、保健福祉（環境）事務所や市町村への技術支援・協力、心の相談窓口開設、啓発活動を行う。

10 精神障がい者社会復帰促進事業

精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築のため、市町村・保健福祉（環境）事務所に対して技術支援を行う。また、精神障がい者に対する重層的支援体制を構築するため、医療機関・地域の関係機関に対する研修会を行う。

11 入院者訪問支援事業

精神科病院の入院者のうち、特に医療機関外との面会交流が途絶えやすくなると想定される患者からの希望に基づき、精神科病院へ訪問し、入院者の体験や気持ちを丁寧に聴くとともに、入院中の相談の一般的な相談や必要な情報提供等を行うことで、入院者本人の孤独感や自尊心低下を解消することを目的に行う。

12 ひきこもり対策推進事業

成人期を対象として、県内のひきこもり支援の関係機関や保健福祉（環境）事務所等と連携しながら、「関係機関の連携強化」、「相談窓口の充実」、「人材育成」、「ひきこもり支援に必要な情報発信」を行う。

13 精神医療審査会の審査に関する事務

精神保健福祉法第12条の規定による精神医療審査会で行う退院請求等の審査に関する事務、定期の報告等の審査に関する事務及び精神医療審査会運営事務を行う。

14 自立支援医療費（精神通院）

障害者総合支援法第52条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）の支給認定及び医療受給証の交付を行う。

15 精神障害者保健福祉手帳

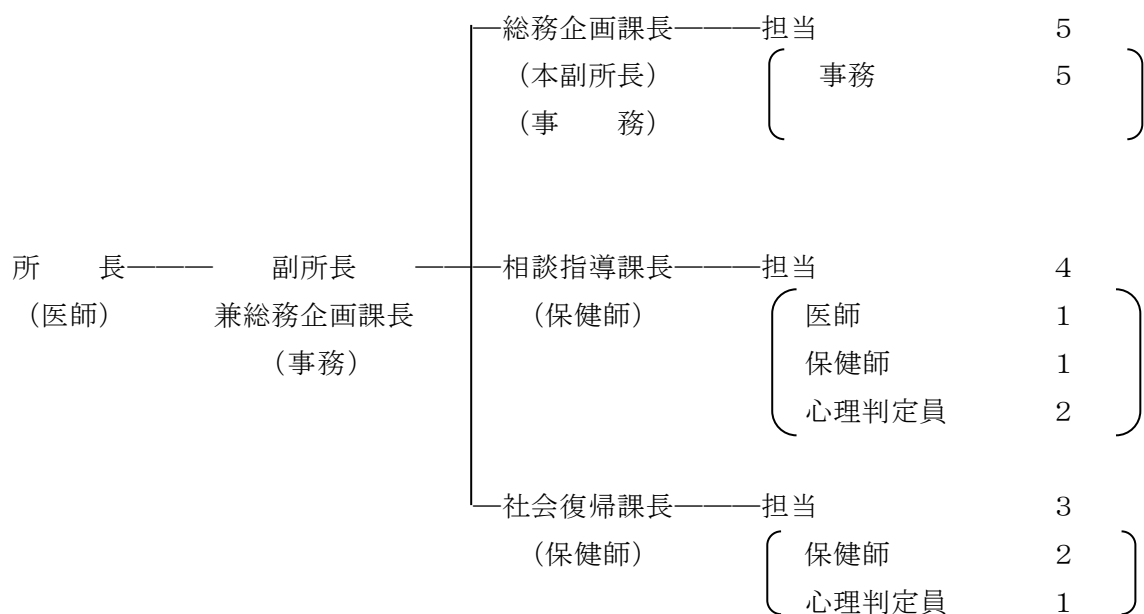
精神保健福祉法第45条の規定による精神障害者保健福祉手帳の申請に対する判定及び交付を行う。

16 災害対策・災害支援

自然災害や大規模事故等の集団災害において、D P A T（災害派遣精神医療チーム）の派遣を含め、地域の精神医療、精神保健の支援を行う。

3. 組 織

(令和7年4月1日現在)



4. 職 員 構 成

(令和7年4月1日現在)

	医 師	一 般 事 務	心 理 判 定 員	保 健 師	計
所 長	1				1
総務企画課		6			6
相談指導課	1		2	2	5
社会復帰課			1	3	4
計	2	6	3	5	16

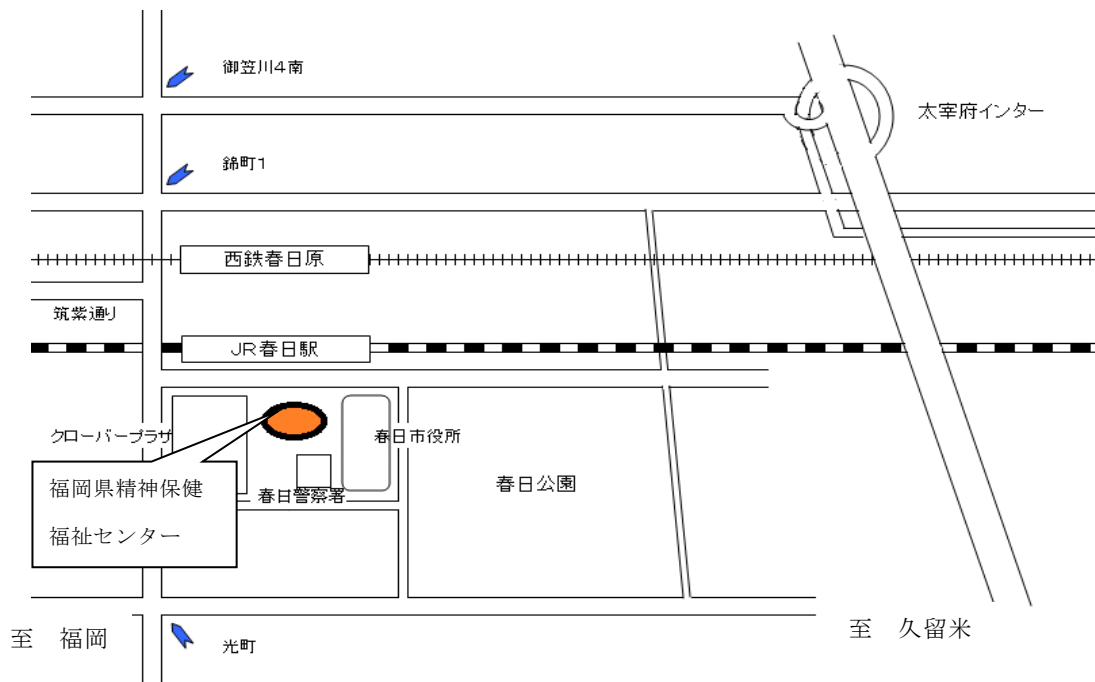
5. 施設の位置及び平面図

所在地 〒816-0804 春日市原町3丁目1番地7南側2F

代表電話 092-582-7510 F A X 092-582-7505

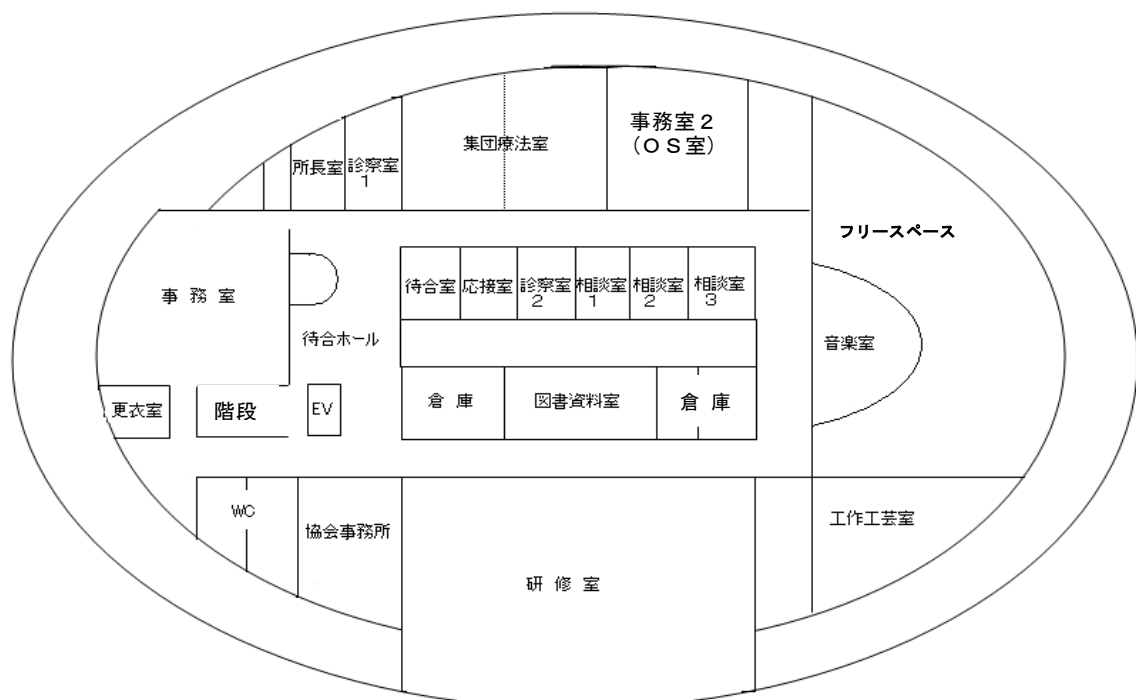
相談専用 092-582-7500 心の健康相談電話 092-582-7400

ひきこもり相談 092-582-7530 虐待通報ダイヤル 092-582-7534



建築物 構造 鉄筋コンクリート造3階建内2階

面積 1,338.51 m²



6. 歳入歳出決算状況

(1) 歳 入

(一般会計)

(単位:千円)

歳 入 科 目	令和6年度決算額	令和7年度決算額
使用料及び手数料	0	0
使 用 料	0	0
手 数 料	0	0
諸 収 入	0	0
看護師等実習費収入及び雑入	0	0
合 計	0	0

(2) 歳 出

(一般会計)

(単位:千円)

歳 出 科 目	令和6年度決算額	令和7年度決算額
報 酬	10,184	10,072
報 償 費	3,255	3,919
需 用 費	4,380	4,325
役 務 費	28,911	36,462
委 託 料	51,640	58,535
使用料及び賃借料	590	612
備 品 購 入 費	120	0
合 計	99,080	113,925

Ⅱ. 業 務 実 績

1. 技 術 指 導 ・ 技 術 援 助
2. 教 育 研 修
3. 普 及 啓 発
4. 調 査 研 究
5. 精 神 保 健 福 祉 相 談
6. 思 春 期 精 神 保 健 事 業
7. 依 存 症 対 策 事 業
8. 心 の 健 康 づ く り 推 進 事 業
9. 自 殺 対 策 事 業
10. 精 神 障 が い 者 社 会 復 帰 促 進 事 業
11. 入 院 者 訪 問 支 援 事 業
12. ひ き こ も り 対 策 推 進 事 業
13. 精 神 医 療 審 査 会 の 審 査 に 関 す る 事 務
14. 自 立 支 援 医 療 費 （ 精 神 通 院 ）
15. 精 神 障 害 者 保 健 福 祉 手 帳
16. 災 害 対 策 ・ 災 害 支 援

1. 技術指導・技術援助

(1) 保健福祉（環境）事務所に対する援助

精神保健福祉センターの業務の1つとして、地域精神福祉活動を推進するため、保健福祉（環境）事務所、市町村及び関係諸機関に対する専門的な立場からの積極的な技術指導・技術援助がある。

令和7年度の保健福祉（環境）事務所への技術指導・技術援助の主な内容及び実績は、表1-1、1-2に掲げるとおりである。

表1-1 保健福祉（環境）事務所への技術指導・技術援助の主な内容

① 会議 ケース会議、各種連絡調整会議、各種担当者連絡会議、精神保健福祉部会等
② 普及啓発 心の健康づくり・精神障がいに関する知識の普及啓発、家族や障がい者本人に対する教室等
③ 研修 市町村、関係機関、施設、団体、一般住民等に対して行う研修・研究会等
④ 組織育成 自助グループや家族会、ボランティア団体等の地域組織に対して行う育成支援等
⑤ 相談 精神保健福祉に関する相談等
⑥ 事例検討会 ケース検討におけるスーパーバイザー等
⑦ その他 上記①～⑥に該当しない精神保健福祉に関する技術援助

表1-2 保健福祉（環境）事務所及び保健所別技術指導・技術援助実績

保健福祉（環境） 事務所 及び保健所		会議		広報普及		研修		組織育成		相談		事例検討会		その他		総計	
		回数	対象者	回数	対象者	回数	対象者	回数	対象者	回数	対象者	回数	対象者	回数	対象者	回数	対象者
福岡ブロック	筑 紫	12	250			1	3			11	11			1	2	25	266
	粕 屋	8	131			1	4			12	12	1	6	2	4	24	157
	糸 島	7	83			1	2			3	3	1	26	1	2	13	116
	宗像・遠賀	6	53			2	30			19	19			1	2	28	104
	計	33	517	0	0	5	39	0	0	45	45	2	32	5	10	90	643
筑豊ブロック	嘉徳・鞍手	4	44			1	3			1	1			1	2	7	50
	田 川	6	79	1	1	1	2			1	1			1	2	10	85
	京 築	4	31			1	2			1	2			1	2	7	37
	計	14	154	1	1	3	7	0	0	3	4	0	0	3	6	24	172
筑後ブロック	北筑後	10	195			2	24			3	3			1	2	16	224
	南筑後	9	238			1	5			4	4			1	2	15	249
	計	19	433	0	0	3	29	0	0	7	7	0	0	2	4	31	473
久留米市		1	41			1	40			4	6					6	87
合 計		67	1145	1	1	12	115	0	0	59	62	2	32	10	20	151	1375

(2) その他の関係機関への技術指導・技術援助

当センターは、保健福祉（環境）事務所以外の諸関係機関からの要請に対しても技術指導・技術援助を行っている。令和7年度の実績は表1-3に示すとおりである。

表1-3 その他の関係機関への技術指導・技術援助実績

関係機関領域	会議		広報普及		研修		組織育成		相談		事例検討会		その他		総計	
	回数	対象者	回数	対象者	回数	対象者	回数	対象者	回数	対象者	回数	対象者	回数	対象者	回数	対象者
① 行政機関	33	536			6	220			43	45			2	3	84	804
② 市町村	6	85			7	442			216	243			58	129	287	899
③福祉事務所	1	1							1	1					2	2
④児童相談所									12	12					12	12
⑤医療機関					3	199			33	32					36	231
⑥介護老人保健施設									1	1					1	1
⑦障がい者支援施設	3	50							9	9					12	59
⑧学校									7	7					7	7
⑨学生教育					4	420			4	4					8	424
⑩労働	8	200							27	27					35	227
⑪司法					1	40			12	11			1	1	14	52
⑫精神保健福祉関係団体	15	164			3	89							2	15	20	268
⑬社会福祉施設	1	2			3	111			63	65					67	178
⑭その他の機関	11	201			4	560			19	21					34	782
⑮患者会															0	0
⑯家族会					2	59			6	7					8	66
⑰依存症の自助団体・回復施設					2	360	1	6	2	2	2	44	4	114	11	526
⑱その他の地域組織	2	13			1	20	31	406	4	4					38	443
合計	80	1252	0	0	36	2520	32	412	459	491	2	44	67	262	676	4981

(備考)

- ① 行政機関：国又は県本庁関係部局
- ③ 福祉事務所：市福祉事務所
- ⑦ 障がい者支援施設：地域活動支援センター、指定障がい福祉サービス事業所等
- ⑧ 学校：学校教育機関の教師（養護教諭を含む）
- ⑨ 学生教育：医学部、看護学部、福祉系学部等での学生指導等（当センターでの実習を除く。）
- ⑩ 労働：各種事業所、厚生労働省関係、県福祉労働部出先機関
- ⑪ 司法：法務省関係
- ⑫ 精神保健福祉関係団体：精神科病院協会・精神保健福祉協会等
- ⑭ その他の機関：上記以外の機関
- ⑮ 患者会：当事者団体
- ⑯ 家族会：家族団体
- ⑰ 依存症の自助団体・回復施設：依存症の当事者団体・家族団体
- ⑱ その他の地域組織：当事者・家族以外の団体その他の地域組織：当事者・家族以外の団体

(3) 医療観察法

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）による地域社会における処遇については、保護観察所長が定める処遇の実施計画に基づき、地域精神保健福祉業務の一環として実施されるものである。当センターでは、保護観察所等の関係機関との連携や適切な対象者支援に向け、連携を図っている。

2. 教 育 研 修

(1) 概要

当センターの行う教育研修は、保健福祉（環境）事務所、保健所、市町村、福祉事務所、社会復帰施設、その他の関係機関などで精神保健福祉業務に従事する職員を対象に専門的研修を行うことにより、技術的水準の向上を図ることを目的としている。そのほか、保健福祉（環境）事務所、保健所、県健康増進課こころの健康づくり推進室及び当センターの実務者を対象にした連携会議を開催している。

令和7年度の教育研修の内容及び実績は、①～⑦に示すとおりである。

① 行政職員・関係機関職員等研修及び連携会議

基礎研修及び業務担当者研修については、オンライン形式での開催とした。

なお、当該会議は各事業において開催している研修会との重複を避けるため、令和3年度から、年1回程度の開催に変更している。

	期 日	内 容	参加人員 (人数)
基礎 研 修	4月25日 (金)	行政職員精神保健福祉業務基礎研修会【基礎技術編】 講話1「精神保健医療福祉行政の現状と今後の方向」 福岡県精神保健福祉センター所長 講話2「精神疾患の基礎知識」 同 精神科医師 講話3「相談の受け方について」 同 相談指導課 講話4「ひきこもり支援事業（ひきこもり地域支援センタ ー）について」 同 社会復帰課 講話5「地域で取り組む自殺対策事業」 同 相談指導課 <保健所職員のみ> 講話6「法23条通報に係る緊急対応業務についての基礎 知識」 同 相談指導課長 講話7「医療保護入院等及び精神医療審査会関係の説明」 同 総務企画課	県庁 1 保健所 16 市町村 81 センター 3 計 101
	5月22日 (木)	自立支援医療費(精神通院医療)及び精神保健福祉手帳 に関する事務説明会 講話「精神障がい者が置かれている状況と、自治体に求め られていること」 福岡県精神保健福祉センター所長 説明「自立支援医療費（精神通院医療）及び精神障害者保 健福祉手帳に係る申請業務について」 同 総務企画課	県庁 1 市町村 60 その他 3 センター 2 計 66
業務 担 当 者 研 修			

	期 日	内 容	参加人員 (人数)
連携会議	10月2日 (木)	行政職員連携会議 1 「精神科病院における精神障害者虐待通報について」 福岡県こころの健康づくり推進室 同 精神保健福祉センター 相談指導課 2 虐待の認識に対する意見交換	県庁 1 保健所 27 センター 6 計 34

② 対人援助研修

保健所において、新任期及び初めて精神保健業務に従事する職員を対象とした研修会を実施した。

	期日	内容	参加人員 (人数)
1 回 目	7月3日 (木)	【電話相談編】対人支援活動について 【相談編】パーソナリティ障がい者への対応について、あなたならどうする？	保健所 18 (中核市含む)
2 回 目	9月4日 (木)	【訪問編】治療中断者から罵声を浴びせられた時、あなたならどうする？ 【訪問編】慢性期の統合失調症患者の増悪に、あなたならどうする？	保健所 16 (中核市含む)
3 回 目	12月4日 (木)	【訪問編】ペットの死を受け入れられないひきこもりケース、あなたならどうする？ 【多機関連携編】住民からの苦情ケースに、あなたならどうする？	保健所 18 (中核市含む)

③ 母子メンタルヘルス研修会

こども家庭センター職員（市町村保健師等）、保健所保健師及び児童相談所保健師を対象とした母子のメンタルヘルス対策に関する研修会を実施した。

	期 日	内 容	参加人員 (人数)
第1弾	12月8日 (月)	講演:「母子のメンタルヘルスを支える～母子保健における虐待予防の役割～」 講師: 日本子ども虐待防止学会理事 とよたまこころの診療所 精神科医 鷲山 拓男 氏	市町村 70 保健所 13 児相 7 県庁 2 計 92
第2弾	1月30日 (金)	グループワーク 「ソーシャルワーク実践のためのパターンランゲージ～ともに未来をつくる30のヒント～Ver. 1.0 を使って」	市町村 19 保健所 9 児相 5 県庁 2 計 35

- ④ 依存症研修等
 - ・ 依存症支援者研修会 (P25 参照)
- ⑤ メンタルヘルス研修等
 - ・ 自殺対策研修会 (P29 参照)
 - ・ 自死遺族支援関係者研修会 (P30 参照)
 - ・ ゲートキーパーセミナー等に係る指導者養成研修 (P 30 参照)
 - ・ ゲートキーパー (よりそい隊) 養成研修 (P 30 参照)
- ⑥ 精神保健福祉研修等
 - ・ 精神保健福祉行政職員研修会 (P32 参照)
 - ・ 精神保健福祉家族・支援者研修会 (P34 参照)
- ⑦ ひきこもり研修等
 - ・ ひきこもり支援者研修会 (P38 参照)
 - ・ ひきこもり支援事業市町村等担当職員研修会 (P38 参照)

3. 普及啓発

(1) 令和7年度刊行物

- ・令和7年度 精神保健福祉センター年報
- ・精神保健福祉ニュースふくおかNo.39
- ・令和7年度 精神障害者社会復帰促進事業（地域支援事業）報告書
- ・令和7年度 福岡県ひきこもり対策推進事業報告書
- ・パンフレット「大切な人を病気や事故、自死等で亡くされた方へ」
- ・福岡県ひきこもり支援社会資源情報

(2) 講演

保健福祉（環境）事務所、市町村その他の関係機関からの依頼に応じて講演を行った。

対象機関別実績は表3-1、講演内容別実績は表3-2、講演派遣状況は表3-3のとおりである。

表3-1 対象機関

依頼元機関	回数	対象者人数
保 健 所	15	544
行政機関(市町村以外)	3	105
市 町 村	7	474
医 療 機 関	2	152
学 生 教 育	4	420
司 法	1	40
社 会 福 祉 施 設	3	111
そ の 他 の 機 関 (行政機関を除く)	3	535
家 族 会	1	7
依存症の自助団体・回復施設	1	300
そ の 他 の 地 域 組 織	1	20
合 計	41	2,708

表3-2 講演内容

内 容	回数
依 存 症 対 策 関 連	4
心の健康づくり推進関連	1
自 殺 対 策 関 連	3
地 域 移 行 関 連	4
ひきこもり対策推進関連	19
そ の 他	10
合 計	41

表3-3 講演派遣状況

	期日	対象機関	対象者数	講演内容	対応職種
1	6月13日	司法	40	皆さんが会える精神疾患について	医師
2	6月25日	学生教育	100	精神医療と法律	医師
3	7月25日	市町村	198	ひきこもり支援者研修会	保健師
4	8月17日	家族会	7	不登校・ひきこもり保護者の会	保健師
5	8月20日	市町村	100	大野城市民生委員研修会	保健師
6	8月29日	行政機関（市町村を除く）	15	ギャンブル依存症の相談の受け方について	医師
7	9月4日	学生教育	100	精神保健福祉と精神科リハビリテーション	医師
8	9月5日	その他の機関（行政機関を除く）	200	精神障害について行政専門職の皆さんにお伝えしたいこと	医師
9	9月11日	市町村	4	ひきこもり家族支援セミナー	心理判定員
10	9月17日	学生教育	120	わが国の精神保健医療福祉	医師
11	10月9日	粕屋	39	ひきこもり支援者等地域ネットワーク会議（粕屋）	心理判定員
12	10月17日	宗像・遠賀	39	ひきこもり支援者等地域ネットワーク会議（宗像・遠賀）	心理判定員
13	10月20日	市町村	20	小郡市議会議員 議員研修（保健福祉常任委員会企画）	保健師
14	10月24日	北筑後	43	ひきこもり支援者等地域ネットワーク会議（北筑後）	保健師
15	10月28日	嘉穂・鞍手	37	ひきこもり支援者等地域ネットワーク会議（嘉穂・鞍手）	保健師
16	10月29日	市町村	39	ひきこもり支援事業市町村等担当職員研修会	保健師
17	11月12日	その他の機関（行政機関を除く）	300	事例研究	医師
18	11月20日	糸島	29	ひきこもり支援者等地域ネットワーク会議（糸島）	心理判定員
19	11月26日	社会福祉施設	96	地域福祉を考えるつどい	保健師
20	11月28日	田川	22	情報提供「自殺対策における包括的支援について」	保健師
21	11月28日	南筑後	51	地域支援事業の取組についての講評	保健師
22	12月1日	依存症の自助団体・回復施設	300	パネルディスカッション ギャンブル依存症の回復に必要なこと	心理判定員
23	12月3日	京築	26	ひきこもり支援者等地域ネットワーク会議（京築）	保健師
24	12月5日	南筑後	31	ひきこもり支援者等地域ネットワーク会議（南筑後）	保健師
25	12月9日	医療機関	72	依存症に対する集団療法に係る研修	心理判定員
26	12月17日	北筑後	35	地域支援事業の取組について	保健師
27	12月23日	北筑後	33	全国、福岡県の自殺の状況とセンターでの取組について	保健師
28	12月24日	その他の地域組織	20	こころの健康と病理 2	医師
29	1月15日	その他の機関（行政機関を除く）	35	こころの健康について	医師
30	1月21日	筑紫	35	ひきこもり支援者等地域ネットワーク会議（筑紫）	心理判定員

31	1月22日	久留米市HC	40	精神保健福祉の理解と人権に配慮した精神障害者の支援	医師
32	1月23日	社会福祉施設	8	笑顔のつどい	心理判定員
33	1月27日	筑紫	53	精神障がい者地域支援関係機関による事例検討ファシリテーター	保健師
34	1月27日	田川	31	ひきこもり支援者等地域ネットワーク会議（田川）	保健師
35	2月4日	学生教育	100	精神科医療と法律	医師
36	2月9日	行政機関（市町村を除く）	45	令和7年度生活困窮者自立支援制度人材養成研修（後期）	医師
37	2月10日	行政機関（市町村を除く）	45	令和7年度生活困窮者自立支援制度人材養成研修（後期）	心理判定員
38	2月17日	市町村	63	精神保健福祉法における入院者訪問支援事業及び市町村長同意による医療保護入院者への支援について	保健師
39	2月24日	社会福祉施設	7	地域福祉セミナー	保健師
40	3月14日	医療機関	80	令和7年度福岡県依存症医療研修（ギャンブル等依存症）	心理判定員
41	3月19日	市町村	50	介護支援専門員研修会	保健師

（３）図書資料室の運営及び利用

精神保健福祉業務の推進に資することを目的に、精神保健・医療・福祉に関わる方々にも利用してもらえるよう周知を図っている。

4. 調査研究

年 度	テ ー マ
令和3年度	1 心の健康相談電話(7400)における現状と課題 2 地域と連携したひきこもり支援体制作りについて
令和4年度	1 福岡県精神保健福祉センターにおけるゲートキーパー研修事業の取組 ～ゲートキーパー(よりそい隊)養成研修について 2 福岡県精神保健福祉センターにおけるゲートキーパー研修事業の取組 ～ゲートキーパーセミナー等に係る指導者養成研修について 3 新型コロナウイルス感染症宿泊療養施設こころの健康相談の報告 ～第5波までと第6波における相談の変化について
令和5年度	1 依存症回復施設と協働したギャンブル依存回復支援プログラム及び家族教室 の試み 2 ひきこもり支援体制の構築について ～福岡県ひきこもり地域支援センターの取り組み～
令和7年度	1 福岡県精神保健福祉センターにおける「にも包括」構築推進の取組 ～市町村・保健所支援を通して～ 2 福岡県精神保健福祉センターにおけるギャンブル依存回復支援プログラムの 試み 3 ひきこもり状態の本人・家族への集団的アプローチの変遷 ～福岡県ひきこもり地域支援センターの取組から～

5. 精神保健福祉相談

(1) 来所相談

① 概要

当センターでは、精神保健福祉全般に関する相談を受けている。

うち、専門相談としてアルコール・薬物・ギャンブル等依存症に関する相談及び思春期相談を実施している。

表5-1 相談件数の推移

	5年度	6年度	7年度
新規相談件数	99	111	116
その他 (実件数)	2 (1)	10 (7)	4 (4)
相談延べ件数 (実件数)	101 (100)	121 (118)	120 (120)

② 新規相談内訳

新規相談 116 件を次の 2 項目（ア 年齢・性別 イ 相談内容）について整理した。

ア 年齢・性別

20 代の相談が最も多く、次に 10 代後半の相談が多い。

表5-2 年齢・性別件数

性別/年齢	0～	5～	10～	15～	20～	30～	40～	50～	60～	70～	不明	計
男性	0	0	1	13	23	18	12	5	2	3	9	86
女性	0	0	3	8	3	2	3	3	1	1	5	29
不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
計	0	0	4	21	26	20	15	8	3	4	15	116

イ 相談内容

相談内容のうち、その他の相談は、アルコール、薬物以外の依存症を含む精神の病気（ギャンブル等）の相談が含まれ、56 件（48.3%）であった（「7. 依存症対策事業」参照）。うつ・うつ状態の相談は、気分障害やうつ状態の相談が含まれ、5 件（4.3%）であった。

表5-3 相談内容別件数

	老人 精神	社会 復帰	アルコ ール	薬物	思春期	うつ・ うつ状態	心の 健康	その他	計
件数	1	1	10	12	23	5	8	56	116
割合 (%)	0.9	0.9	8.6	10.3	19.8	4.3	6.9	48.3	100.0

- ③ 継続相談内訳
継続相談延べ件数4件の性別、相談内容及び処遇については、次のとおりである。

表5－4 性別・相談内容別件数

	老人 精神	社会 復帰	アルコ ール	薬物	思春期	うつ・ うつ状態	心の 健康	その他	計
男性	0	0	0	1	1	0	0	2	4
女性	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	1	1	0	0	2	4
割合 (%)	0.0	0.0	0.0	25.0	25.0	0.0	0.0	50.0	100.0

(2) 電話相談

① 概要

当センターには、精神保健福祉相談の一環として受ける電話相談と、心の健康づくり推進事業として実施している「心の健康相談電話」（「8. 心の健康づくり推進事業」参照）がある。
ここでは、まず精神保健福祉相談の一環としての電話相談について報告する。
なお、来所相談者の来所後の継続電話相談については、別途記載する。

ア 相談の状況

電話相談の件数は、年間2,100件を超えた（うち、関係機関からの相談電話は167件で、全相談件数の約8%を占めている。）。

表5－5 年度・月別相談件数の推移

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
3	254 (19)	236 (22)	267 (17)	226 (20)	212 (12)	218 (28)	267 (21)	207 (17)	234 (13)	186 (11)	187 (13)	242 (15)	2,736 (208)
4	255 (20)	287 (16)	286 (22)	228 (16)	241 (17)	250 (19)	254 (12)	249 (17)	204 (15)	208 (10)	158 (6)	215 (19)	2,835 (189)
5	193 (7)	202 (25)	212 (17)	186 (13)	203 (14)	214 (16)	196 (12)	177 (12)	133 (14)	151 (9)	165 (13)	158 (8)	2,190 (160)
6	146 (10)	153 (18)	207 (22)	165 (19)	155 (10)	145 (9)	184 (15)	144 (12)	134 (9)	153 (9)	155 (7)	165 (14)	1,906 (154)
7	175 (18)	197 (14)	199 (11)	217 (22)	175 (17)	198 (12)	199 (19)	159 (17)	152 (9)	187 (10)	166 (10)	175 (8)	2,199 (167)

（表中のカッコ内の数字は関係機関からの相談件数の再掲）

② 相談内訳

相談対象者（相談者が誰について相談したいか）と相談者（電話をかけてきた方）について記載している。

なお、次に掲げる相談件数には関係機関からの電話相談 167 件は含まないものとする（それ以外の 2,032 件を対象とした。）。

ア 年齢・性別

表 5－6 年齢・性別別件数

性別/年齢		～9	10～	20～	30～	40～	50～	60～	70～	80～	不明	計
対 象 者	男性	0	50	67	36	37	45	63	28	9	543	878
	女性	3	40	34	41	37	55	60	67	15	692	1,044
	不明	2	12	4	1	1	0	1	1	1	87	110
	計	5	102	105	78	75	100	124	96	25	1,322	2,032
相 談 者	男性	0	5	18	12	17	24	54	11	2	535	678
	女性	0	9	11	29	29	54	56	74	11	1,077	1,350
	不明	0	0	0	0	0	0	0	1	0	3	4
	計	0	14	29	41	46	78	110	86	13	1,615	2,032

イ 相談者

表 5－7 相談対象者の続柄別件数

続柄	件数	割合(%)
本人	1,394	68.6
配偶者	102	5.0
子	267	13.1
親	66	3.2
きょうだい	50	2.5
その他の家族・親族	45	2.2
友人・知人	20	1.0
その他	34	1.7
不明	54	2.7
計	2,032	100.0

ウ 相談内容

表 5－8 相談内容別件数

	老人 精神	社会 復帰	アルコ ール	薬物	思春期	うつ・ うつ状態	心の 健康	その他	計
件数	33	7	110	62	97	246	368	1,109	2,032
割合 (%)	1.6	0.3	5.4	3.1	4.8	12.1	18.1	54.6	100.0

表５－９ 関係機関別件数

関係機関名	件数	割合(%)
保健福祉環境事務所（政令市保健福祉センター含む）	29	17.4
市町村	30	17.9
医療機関（精神科）	17	10.2
医療機関（その他）	8	4.8
社会福祉関係	15	9.0
児童福祉関係	6	3.6
学校教育関係	12	7.2
司法・警察	11	6.6
労働行政関係	5	2.9
その他の相談機関	12	7.2
その他	22	13.2
不明	0	0
計	167	100.0

表５－１０ 相談内容別件数

	老人 精神	社会 復帰	アルコ ール	薬物	思春期	うつ・ うつ状態	心の 健康	その他	計
件数	4	2	11	16	15	9	19	91	167
割合 (%)	2.4	1.2	6.6	9.6	8.9	5.4	11.4	54.5	100.0

③ 来所相談者による継続電話相談

当センターに来所相談をしたことのある方又はその関係者からの電話相談（「継続電話相談」という。）160件の性別及び相談内容について記載する。

表５－１１ 性別及び相談内容別件数

	老人 精神	社会 復帰	アルコ ール	薬物	思春期	うつ・ うつ状態	心の 健康	その他	計
男性	0	0	0	4	0	0	0	153	157
女性	0	0	0	2	1	0	0	0	3
計	0	0	0	6	1	0	0	153	160
割合 (%)	0.0	0.0	0.0	3.8	0.6	0.0	0.0	95.6	100.0

6. 思春期精神保健事業

① 概要

当センターでは精神保健福祉相談の中で思春期相談を実施している。ここでは、精神保健福祉相談における来所相談（「5. 精神保健福祉相談」参照）のうち、相談内容を「思春期」に分類したものについて、思春期相談として再掲した。

ア 来所相談の状況

新規来所相談のうち、思春期相談件数は23件であった。

表6-1 思春期来所相談件数の推移

	5年度	6年度	7年度
新規来所相談件数(A)	99	111	116
新規思春期来所相談件数(B)	16	12	23
B/A (%)	16.2	10.8	19.8

② 新規相談受付

ア 就学状況

思春期相談件数23件の就学状況については中学生が多く割合を占めていた。

表6-2 就学状況件数

性別	就学状況	小学校	中学校	高等学校	高校中退	高校不明	専門学校	大学	不明	計
計		0	6	12	2	0	0	2	1	23

イ 相談内容

思春期相談の内容は、不登校、性格や行動の問題に関するものが多い。

表6-3 問題の要点別件数（重複選択）

問題の要点		件数	割合(%)	小計	割合(%)
1 病気について	①現在の状態・症状について	5	25.0	16	41.0
	②受診について	9	37.5		
	③現在の医療について	1	0.0		
	④治療	0	25.0		
	⑤生活について	1	12.5		
	⑥就労や仕事について	0	0.0		
	⑦法や制度について	0	0.0		
	⑧その他	0	0.0		
2 心の健康	①性格や行動	2	21.4	11	28.2
	②不登校	5	64.3		
	③その他	4	14.3		
3 嗜癖・依存				5	12.8
4 家族・親戚関係の悩み	①親子	6	0.0	6	15.4
	②夫婦	0	0.0		
	③きょうだい	0	0.0		
	④その他	0	0.0		
5 人間関係の悩み	友人・知人			1	2.6
6 自殺関連				0	0
7 発達障がい				0	0
計				39	100.0

（重複選択のため、表6-3に限り、実件数23ではなく小計39に対する割合（%）を計上）

③ 研修会

令和２年度より全国の児童生徒の自殺者数が増加し、当県においても若年層の自殺者数の増加は深刻である。生きづらさを抱える子どもたちの理解を深め、支援のあり方を検討することを目的として研修会を実施した。

- ・ 9 自殺対策事業 自殺対策研修会 参照

7. 依存症対策事業

(1) アルコール・薬物・ギャンブル相談

① 概要

当センターで行う精神保健福祉相談の中には、アルコール・薬物・ギャンブルに関する相談もある。ここでは、精神保健福祉相談における来所相談（「5. 精神保健福祉相談」参照）のうち、相談内容を「アルコール」「薬物」「ギャンブル」と分類したものについて、アルコール・薬物・ギャンブル相談として再掲した。

表7-1 アルコール・薬物・ギャンブル新規来所相談件数

	7年度	割合(%)
アルコール	8	15.1
薬物	11	20.8
ギャンブル	34	64.1
計	53	100.0

(2) 薬物依存回復支援プログラム

平成27年度からの継続事業として、薬物依存問題を抱えた本人を対象に、16回1クルールの「薬物依存回復支援プログラム」を開催した。

① 目的

薬物依存の問題を抱える本人を対象に、正しい知識や適切な対処方法を学ぶ機会を提供し、再乱用防止や依存症からの回復を支援する。

② 対象

- ・薬物依存からの回復を目指し、プログラムへの参加を希望している者
- ・集団のプログラムに参加でき、プログラム参加のルールに同意できる者
- ・当センター所長が認めた者

③ 開催日時

令和7年4月～令和8年3月までの、原則第1・3水曜日 1セッション90分

④ プログラム内容

認知行動療法に基づくワークブック（SMARPP-16及び24の組合せ）を使用したテキストを用いたグループワーク方式で実施。1クール16回とし、クール途中からの参加や複数クルールの参加も可とする。

（SMARPPについては、国立精神・神経医療研究センターの作成責任者の許可を得た。）

⑤ 実施結果

表7-2及び表7-3を参照

表7-2 開催日数及び参加人数

開催日数	延べ人数	1回当たりの平均人数
24	74	3.1

表7-3 参加実人数

性別	男性	女性
人数(%)	4(44.4)	5(55.6)
合計(%)	9(100.0)	

(3) 薬物依存家族教室

平成 11 年度からの継続事業として、薬物依存問題を抱えた方の家族を対象に、6 回 1 クールの「薬物依存家族教室」を 2 クール開催した。

① 目的

薬物依存の問題を抱える方の家族を対象に、正しい知識や接し方を学ぶ場、家族同士が思いを分かち合う場を提供する。

② 対象

薬物依存の問題を抱える家族

③ 開催日時

令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月の原則第 4 木曜日 14:00～16:00

④ プログラム・参加者数

表 7-4 を参照

表 7-4 薬物依存家族教室の開催状況（延べ人数）

日程		プログラム	参加者数	
1 クール	2 クール		1 クール	2 クール
4/24		オリエンテーション	6	
5/22	10/23	薬物依存症とは	4	3
6/26	11/27	先輩家族からのメッセージ	5	9
7/24	12/25	本人とのコミュニケーションを考える	3	3
8/28	1/22	回復者本人からのメッセージ	6	5
9/25	2/26	フリープログラム	5	5
	3/26	回復に向けて必要な社会資源		5
小 計			29	30
合 計			59	

※

(4) ギャンブル依存回復支援プログラム・ギャンブル依存家族教室

ギャンブル依存問題を抱えた本人を対象に、6 回 1 クールの「ギャンブル依存回復支援プログラム」を、ギャンブル依存問題を抱えた方の家族を対象に、3 回 1 クールの「ギャンブル依存家族教室」を特定非営利活動法人ジャパンマックへ業務委託し、それぞれ 2 クール開催した。

① 目的

- ・ギャンブル等依存症の基本的な知識や対応方法を学ぶ場を提供する。
- ・同じ問題を抱える本人や家族同士の分かち合いの場を提供する。
- ・自助グループ等への橋渡しを行う。
- ・本人や家族が安心して自分を振り返り、正直な思いを話すことのできる機会を提供する。

② 方法

特定非営利活動法人ジャパンマック（依存症回復支援施設）への業務委託とする。

＜ギャンブル依存回復支援プログラム＞

1) 開催日時

令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月の原則第 4 月曜日 14:00～15:30

2) 対象

- ・ギャンブル等依存症からの回復を目指し、プログラムへの参加を希望している者
- ・集団のプログラムに参加でき、プログラム参加のルールに同意できる者
- ・当センター所長が認めた者

3) プログラム内容

- ・SAT-G（島根ギャンブル障がい回復トレーニングプログラム）を使用する。
- ・1クールを6回とし、テキストを用いたグループワーク形式で実施する。
- ・クール途中からの参加や複数クールの参加も可とする。

（SAT-Gについては、島根県立心と体の相談センターの作成責任者の許可を得た。）

<プログラムの実施結果>

表7-5及び表7-6を参照

表7-5 開催日数及び参加人数

開催日数	延べ人数	1回当たりの平均人数
12	64	5.3

表7-6 参加実人数

性別	男性	女性
人数 (%)	15 (100.0)	0 (0.0)
合計 (%)	15 (100.0)	

<ギャンブル依存家族教室>

1) 開催日時

令和7年5・7・9・10・12月、令和8年2月の原則第4月曜日 14:00～15:30

2) 対象

ギャンブル依存の問題を抱える家族

3) プログラム内容

表7-7を参照

表7-7 ギャンブル依存家族教室の開催状況（延べ人数）

日程		プログラム	参加者数	
1クール	2クール		1クール	2クール
5/26	10/27	家族からのメッセージ	6	3
7/28	12/22	CRAFTについて	4	2
9/22	2/16	当事者からのメッセージ	6	0
小 計			16	5
合 計			21	

(5) 依存症支援者研修会

平成 15 年度から、福岡市精神保健福祉センター、福岡県立精神医療センター太宰府病院及び当センターの三者で連携し、アディクション関連問題についての普及啓発、予防及び技術の習得を目的として、「アルコール・薬物関連問題研修会（平成 24 年度から「アディクション関連問題研修会」に改称）」を開催してきたが、福岡県の依存症対策の体制として、依存症治療拠点機関、専門医療機関、相談拠点が選定され、それぞれの役割の中で研修等を実施していくこととなり、令和 2 年度をもって発展的解消となった。

そこで、依存症相談拠点として、県内の相談・回復支援体制の整備・充実を図ることを目的に、新たに依存症支援者研修会を開催した。

① 目的

精神保健、医療、福祉、教育、司法、行政等関係機関の実務担当者が、アディクション関連問題についての基礎知識を習得し、地域における有用かつ効果的な予防・支援対策を習得することを目的とする。

② 研修会開催状況

表 7-8 を参照

表 7-8 研修会等開催状況（オンライン開催）

期日	内容	参加者数
6月25日 (水)	○「SAT-G ライトを活用したギャンブル行動症への支援」 講師：島根県立こころの医療センター 精神保健福祉士 佐藤 寛志 氏	合計 94 人
		(内訳)
		社会福祉 29 人
		県・市町村 20 人
		保健所 11 人
		医療機関 7 人
		その他 27 人

(6) 福岡県ギャンブル等依存症対策連携会議

① 目的

「福岡県ギャンブル等依存症対策推進計画」に基づき、ギャンブル等依存症である者やその家族等が早期に必要な治療や支援を受けられるよう、行政、司法・警察、医療、事業者、自助団体等の包括的な連携協力体制を構築する。また、福岡県の計画の改定について検討する。

② 日時 第 1 回 令和 7 年 8 月 25 日（月） 13：30～15：30

第 2 回 令和 7 年 11 月 10 日（月） 13：30～15：30

③ 場所 福岡県精神保健福祉センター

④ 内容 第 1 回（1）福岡県ギャンブル等依存症対策推進計画の見直しについて

（2）その他

全国ギャンブル依存症家族の会福岡代表 村田委員より事業紹介

ジャパンマック福岡代表理事 岡田委員より事業紹介

第 2 回（1）委員からの情報共有について

（2）福岡県ギャンブル等依存症対策推進計画の素案について（意見交換）

（3）その他

ジャパンマック福岡 副統括施設長 脇山様よりセミナーのご案内

8. 心の健康づくり推進事業

(1) 心の健康相談電話

① 目的

「心の健康相談電話」は、厚生労働省が国民健康づくり対策として実施している「心の健康づくり推進事業」の一環として、県民の心の健康づくりのために平成2年11月15日から開始したものである。精神科の病院や専門の相談機関は、心の悩みを抱えた人が直接相談に出向くにはまだまだ敷居が高いところであり、どこからでも相談できる電話相談は、こうした人にとっては気軽に利用しやすいものである。電話によるサポートで、心の危機を乗り越えることができる人も多い。様々な事情で診察や面接に行くことができない人にとっては、電話は有効で意義のある相談方法と言える。

なお、厚生労働省が実施している「こころの健康相談統一ダイヤル」は、福岡県内からかけると、日中は「心の健康相談電話」につながるようになっている。

② 事業内容

電話番号 092-582-7400

受付時間 月曜～金曜（祝祭日を除く） 9:00～16:00

相談員 臨床心理士・公認心理師等

③ 相談内訳

ア 年度別・月別相談件数の推移

令和7年度の月別相談件数は平均168.2件で、最も相談件数の多い月は6月である。

表8-1 年度別・月別相談件数の推移

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
3年度	537	455	566	544	569	498	558	522	492	463	435	521	6,160
4年度	262	212	247	231	239	228	218	211	202	188	179	207	2,624
5年度	183	191	220	193	228	210	206	185	188	173	186	189	2,352
6年度	243	215	204	227	179	184	226	206	209	173	167	206	2,439
7年度	159	167	197	186	170	150	175	164	174	149	152	175	2,018

※令和3年度までは2回線対応

イ 年齢・性別

男性からの相談が40.6%、女性からの相談が50.6%と女性の割合が多い。

相談者の年齢を知り得たものについては、男性は50代、女性は60代が最も多い。

表8-2 年齢・性別件数

年齢 性別	0～	10～	20～	30～	40～	50～	60～	70～	80～	不明	計
女性	0	7	16	14	72	85	338	147	20	323	1,022
男性	0	2	22	13	155	245	146	115	2	119	819
不明	0	0	0	0	11	0	2	1	0	163	177
計	0	9	38	27	238	330	486	263	22	605	2,018

ウ 相談内容

相談を内容別に分類したものが表８－３である。

表８－３ 相談内容別件数

内容	老人 精神	社会 復帰	アルコ ール	薬物	思春期	心の 健康	うつ・ うつ状態	その他	計
人数	65	3	1	1	1	713	349	885	2,018
割合(%)	3.2	0.1	0.1	0.1	0.1	35.3	17.3	43.9	100.0

(2) 精神保健福祉講座

① 目的

小児期から成人期までのメンタルヘルスに課題を抱える人々に関わる支援者を対象として、発達障害、依存症、不安障害やうつ病等のストレス関連疾患についての理解を深め、適切な対応方法を学ぶ。

② 対象

医療保健福祉関係職員、教育関係職員、労務関係職員、こころの問題に関心がある方

③ 実施方法

オンライン配信

④ 日時

ライブ配信：(1日目) 令和7年8月5日(火) 9:45～15:45

(2日目) 令和7年8月8日(金) 10:00～15:45

オンデマンド配信： 令和7年8月12日(火)～9月23日(火・祝)

⑤ 内容

<1日目>	
1	講話： 知的障害を伴わない発達障害の生きづらさ 講師： 京都少年鑑別所医務課長 精神科医 定本 ゆきこ 氏
2	講話： 「困った人」は実は「困っている人」 ～依存症やアディクションを抱える方の回復と支援～ 講師： あきやま病院副院長 精神科医 福田 貴博 氏
<2日目>	
3	講話： 不安とうつへの認知行動療法の統一プロトコル 講師： 国立精神・神経医療研究センター 認知行動療法センター研究開発部長 伊藤 正哉 氏
4	講話： ケアする人も楽になるストレスコーピング 講師： 洗足ストレスコーピング・サポートオフィス所長 伊藤 絵美 氏

⑥ 参加者数

577名（オンラインであるため申込者数で計上）

9. 自殺対策事業

(1) 自殺の現状

福岡県における自殺死亡者数の動向は、全国の傾向と同じく平成10年から急増し、その後おおむね1,200人～1,300人前後で推移していたが、平成24年から徐々に減少し、同26年には1,000人を下回り、令和元年は756人であった。令和2年から増加に転じていたが、令和6年には812人となっている。

福岡県における自殺死亡者数・死亡率等の推移

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
死亡者数	1,119人	1,067人	993人	901人	825人	818人	805人	756人	826人	847人	873人	916人	812人
死亡率 (人口10万対)	22.2	21.1	19.7	17.8	16.3	16.2	16.0	15.0	16.3	16.8	17.4	18.3	16.3

(平成24～令和6年人口動態統計)

(2) 当センターにおける自殺対策

当センターでは、自殺対策事業として、平成12年度から、中高年のメンタルヘルスや自殺予防の普及啓発、研修会などを中心に取り組を始め、18年度からは、市町村が「こころの健康づくり健診（うつ病予防スクリーニング）」※に取り組むに当たり、その技術支援を開始した。事業開始から16年経過し、令和4年度時点で5市町（朝倉市、篠栗町、宗像市、久山町、大任町）が実施していたが、マンパワーや、費用対効果等の課題があり、うつ病スクリーニングの普及は限定的なものとなった。今後は事業としての展開は終了し、令和5年度以降から、市町村の求めに応じ技術的支援を実施していく方針とした。

平成20年度からは、地方自治体における自殺対策の一層の推進を図ることを目的に、自殺対策の担当職員等を対象にした研修会を毎年開催している。

平成22年6月には「地域自殺予防情報センター」を開設し、自殺を考えている者や自死遺族等からの相談対応、県内の自殺に関わる情報収集、情報提供、関係機関の資質の向上のための研修及び関係機関との連携を行うなど、総合的な自殺対策に取り組んできたところであるが、平成29年3月1日をもってこれを廃止し、「地域自殺対策推進センター」を新たに開設した。

「地域自殺対策推進センター」における業務は、次のとおりである。

ア 地域の自殺の実態把握、県自殺対策計画に基づき実施する事業等に関する情報の収集、分析、提供

イ 県及び市町村自殺対策計画策定に必要な支援及び情報提供

ウ 地域の関係機関による連絡調整会議の開催、関係機関等との連携によるネットワーク構築

エ 市町村及び民間団体が行う自殺対策事業に対する相談支援、技術的助言

オ 自殺企図者、自殺未遂者、自死遺族等支援に従事する関係機関の者に対する支援手法等に関する研修

カ 自殺未遂者及び自死遺族等に係る支援情報の収集並びに市町村における当該支援情報の提供及び対応困難事例に対する指導・助言

なお、自殺を考えている者や自死遺族等からの相談については、精神保健福祉センター事業として引き続き実施している。

※こころの健康づくり健診…質問票や面接を通して自殺と関連の深いうつ病を早期に発見し、支援するための取組

当センターにおける自殺対策

		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
支援事業	ハイリス														
	自死遺族相談窓口														
	自死遺族支援関係者研修会		→												
事業	自死遺族法律相談														
	うつ病リーフレット														
	自殺対策パンフレット 自死遺族等パンフレット														
悩みごと相談促進事業	自殺予防週間・月間の街頭啓発 ポスター掲示														
	ふくおか自殺予防ホットライン														
	九州・沖縄一斉電話相談														
地域における見守り強化	自殺対策研修会														
	こころの健康づくり健診マニュアル														
	簡易版「こころの健康度自己チェックガイドブック」														
人材育成	うつ病スクリーニングの普及														
	メンタルヘルスに関する企業セミナー														
	ゲートキーパーセミナーに係る指導者 養成講習会														
その他	ゲートキーパーセミナー（よりそい 隊）養成研修														
	うつ病デイケア（認知行動療法）		→												

① 福岡県自殺対策推進協議会

保健医療介護部健康増進課こころの健康づくり推進室が事務局となり、福岡県自殺対策推進協議会が開催されている。協議会では、自殺者の状況、当センターを含む各機関の自殺対策の取組状況、対策について協議し、施策の評価、検討を行っている。

② 自殺対策研修会

平成 20 年度から地方自治体における自殺対策の一層の推進を図ることを目的に、自殺対策の担当職員等を対象に研修会を開催している。

期日	内 容	参加者数
令和7年 8月7日 (木)	「こども・若者の SOS、あなたならどうする？ ～トラウマインフォームドな対応について～」 講師：大岡 由佳 氏 武庫川女子大学 心理・社会福祉学部社会福祉学科 教授	保健所 16 人 市町村 44 人 学校関係者 70 人 その他 24 人 合計 154 人

③ 自死遺族支援関係者研修会

自死遺族が直面し得る各種問題の現状と支援の方法について学び、関係機関における自死遺族への適切な支援と連携が図られることを目的として支援関係者を対象に研修会を開催した。

期日	内 容	参加者数	
令和8年 2月5日 (木)	講演1「自死遺族をサポートするために～弁護士の立場から～」 講師：川渕 春花 氏 弁護士法人北浜法律事務所 福岡事務所 弁護士 講演2「自死遺族等支援を考える ～大切な人を亡くした方に寄り添う地域の支援とは～」 講師：秋田 整 氏 いのち支える自殺対策推進センター（JSCP） 総務部 総務室長 兼 自殺総合対策部 自死遺族等支援室 室長代理	行政職員	22 人
		医療機関	10 人
		学校関係者	19 人
		その他	8 人
		合計	59 人

④ メンタルヘルス対策セミナー

福岡労働局をはじめ、他関係機関と共催で、企業を対象としたメンタルヘルスの対策の普及を図るための研修会を開催した。

⑤ ゲートキーパーセミナー等に係る指導者養成研修

各自治体の自殺対策計画に基づくゲートキーパー養成のための取組を推進するため、ゲートキーパーセミナー等の講師となる人材を養成・登録し、講師を希望する団体に紹介し、地域でゲートキーパーセミナー等が開催できるよう研修体制を強化することを目的に開催した。

期日	内 容	登録者
令和7年 9月19日 (金)	10:00～16:30（集合研修） ○福岡県のゲートキーパー研修事業について ○講義：福岡大学医学部精神医学教室 衛藤 暢明 氏 「自殺についての基礎知識」 ○ゲートキーパーセミナー等の実際について ○講義・演習：中島心理相談所 中島 美鈴 氏 「傾聴の技法/ロールプレイ」 ○情報交換・意見交換	保健所 10 人 市町村 14 人 計 24 人 職種内訳 (保健師、事務職)

⑥ ゲートキーパー（よりそい隊）養成研修

所属団体等の中で自殺対策の視点を持って継続的に活動し、ゲートキーパーの役割である「傾聴・つながり・見守り」ができる人材を養成・登録することを目的に、保健所圏域毎にオンラインで開催した。

【養成研修】

期日	内 容	登録者
令和7年 10月10日 (金)	13:15～16:30（オンライン開催） ○ゲートキーパー（よりそい隊）養成研修について ○講義：福岡大学医学部精神医学教室 衛藤 暢明 氏 「自殺についての基礎知識」 ○講義・演習：中島心理相談所 中島 美鈴 氏 「傾聴の技法/ロールプレイ」	保健所 9 人 市町村 30 人 その他 15 人 計 54 人

【交流会】

期日	内 容	参加者
令和 8 年 1 月 23 日 (金)	14:00～15:30 (対面開催) ○ミニ講話 中島心理相談所 中島 美鈴 氏 「認知行動療法を用いたセルフケアについて」 ○交流会・意見交換会	13 人

⑦ 自殺対策に係る研修資料の作成

自殺対策	パンフレット「ゲートキーパー手帳～よりそい隊～」
自死遺族支援	パンフレット「大切な人を病気や事故、自死等で亡くされた方へ」

⑧ 自殺予防週間、自殺対策強化月間の啓発活動等

自殺予防週間及び自殺対策強化月間に合わせて、ポスターの掲示、相談窓口や自殺予防に係る対応方法が掲載されたリーフレットの配布など啓発活動を行った。

⑨ 自死遺族のための心の相談及び法律相談

平成19年12月から心の相談窓口を開設し、電話・面接による自死遺族の相談に応じている。

相談件数の推移

29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
15件	22件	12件	16件	25件	34件	34件	16件	29件

また、平成25年7月から、自死に伴い生じる法律問題について弁護士による法律相談（面接・予約制、月1回）を開設した。

相談件数の推移

29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
4件	3件	3件	2件	5件	0件	4件	3件	5件

⑩ 自殺予防に関連した相談

厚生労働省は、相談しやすい体制の整備を図る観点から、都道府県・政令指定都市が実施している公的な電話相談事業に全国共通の電話番号を設定する「こころの健康相談統一ダイヤル」を運用しており、福岡県内から共通の電話番号にかければ、当センターの「こころの健康相談電話」に接続するようになっている。

令和7年度に当センターで受けた自殺に関連した電話相談は165件であった。

また、予約制で来所相談も受けており、令和7年度の自殺に関連した来所相談は5件あった（上記⑨の件数を含む。）。

⑪ 市町村自殺対策計画策定に係る支援及び情報提供等

自殺対策基本法（平成18年法律第85号）に基づき、市町村は自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して自殺対策についての計画を定めることとなっており、令和4年度に県内全市町村の計画策定が完了した。

計画策定完了後は、目標の達成に向けた進捗確認等を行うことや、第二期計画策定に向けた支援を行う必要があるため、保健所と連携しつつ市町村に適切な助言や情報提供を実施している。

10. 精神障がい者社会復帰促進事業

当センターでは、精神保健福祉法改正を踏まえ、市町村及び保健所への支援の充実を目指して、地域の精神保健ニーズを把握し、重層的な支援体制の構築を進めている。これにより、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを推進し、精神障がい者及び精神保健に課題を抱える者の地域生活支援の充実を目指している。

(1) 保健所・市町村支援

① 精神保健福祉行政職員研修会

概 要	目 的	内 容	参加者数
精神保健福祉行政職員研修会 日時：令和8年2月17日 13:30～16:00 対象：保健所、市町村障がい福祉・保健部門担当者 方法：オンライン	精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、市町村が精神保健福祉業務の包括的推進体制の確立を図り、精神保健福祉法の改正による入院者訪問支援事業の創設や、医療保護入院の際の市町村長が行う同意後の役割について、理解し、保健所、市町村がそれぞれの役割について共通認識を持ち、取組が推進されることを図る。	・説明 「精神保健福祉法改正における入院者訪問支援事業及び市町村長同意による医療保護入院者への支援について」 (精神保健福祉センター社会復帰課職員) ・報告① 「筑紫地区精神障害にも対応した地域包括ケアシステムに係る市・保健所担当者会議の取組について」 (筑紫保健所健康増進課精神保健係係長) ・報告② 「市町村長同意の医療保護入院者への面会から始まる支援」 (太宰府市福祉課障がい福祉係職員) ・講演 「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築について～その理解と市町村・保健所とのよりよい地域のつながり～」 (講師) 西南女学院大学保健福祉学部福祉学科 教授 今村浩司 氏	92名 (内訳) 保健所 28名 市町村 64名

② 精神障がい者社会復帰促進事業担当者会議

概 要	目 的	内 容	参加者数
精神障がい者社会復帰促進事業担当者会議 日時：令和7年7月9日 14:00～16:30 対象：県域保健所精神保健係長・事業担当者、こころの健康づくり推進室係長・担当者 会場：精神保健福祉センター研修室	保健所の市町村支援における取組や課題について県域全体で情報共有し、支援の充実を図る。	①精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進に向けた保健所及び当センターの取組 ②市町村の精神保健福祉に関する取組状況及び市町村支援 ③入院者訪問支援事業の取組	25名

③ 会議・研修会等への出席

保健福祉（環境）事務所、市町村等が実施する会議、勉強会等に参加し、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に係る協議、講演等を行った。

	保健所名	会議名等
保健所	筑紫	・保健所運営協議会精神保健福祉部会 ・精神障がい者地域支援関係機関会議 出席及び事例検討会のファシリテーター ・筑紫地区精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る市・保健所担当者会議 出席及び講演を実施
	粕屋	・保健所運営協議会精神保健福祉部会 ・精神障がい者社会復帰促進事業関係機関研修会 自立支援関係機関会議
	糸島	・保健所運営協議会精神保健福祉部会 ・定例ケース検討会
	北筑後	・管内精神保健福祉担当係長及び担当者会議 ・精神障がい者地域支援会議 ・精神障がい者地域支援
	南筑後	・保健所運営協議会精神保健福祉部会 ・管内市町精神保健福祉関係係長・担当者会議 ・精神障がい者地域支援事業関係機関研修会 ・精神障がい者地域支援事業関係機関会議
市町村	・糸島市自立支援協議会精神専門部会（第1回～第4回） ・小郡市精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステム構築推進会議	

④ その他

概 要	目 的	内 容	配付対象等
令和7年度精神障がい者社会復帰促進事業実施状況調査・報告の作成 (令和8年3月作成)	・精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進に向けた技術支援 ・各保健所の事業の継続的な実施、事業の質の向上と均てん化 ・保健所から当センターへの要望把握に基づく事業の改善	①各保健所の取組（市町村支援、関係機関への支援、事業の成果・課題・今後の方針） ②当センターの事業実施状況 ③市町村の「精神保健福祉行政職員研修会」参加状況と取組状況等 ④保健所から当センターへの要望	保健所、こころの健康づくり推進室

(2) 精神保健福祉家族・支援者研修会

概 要	目 的	内 容	参加者数
精神保健福祉家族・支援者研修会 日時：令和8年1月16日 14：00～16：00 対象：精神障がい者の家族、医療保健福祉従事者、行政職員、その他関心がある方 方法：オンライン（精神保健福祉センターでの視聴可）	家族支援の理解を深め、家族会の活動支援につなげる。	①講演 「精神障がい者と家族の自由な生き方を考える～生きづらさからの解放～」 講師 大阪大学高等共創研究院教授 大阪大学大学院医学系研究科保健学専攻（公衆衛生看護学教室）兼任 蔭山正子 氏 ②報告 ・「その人らしさを大切にする支援」 支援者の立場・経験から 一般社団法人 Q-ACT Q-ACT やはた ケースマネージャー 白石 泰三 氏 ・「家族が学ぶことの意義、家族学習会を通して」 家族会の立場・経験から 福岡県精神保健福祉会連合会 理事 隅谷 和生 氏 ③福岡県精神保健福祉会連合会の紹介	193 名 (内訳) 家族 52 名 支援者・他 141 名

1 1. 入院者訪問支援事業

(1) 入院者訪問支援事業

① 概要

精神保健福祉法の改正により、令和 6 年度から法定化された事業。(法第 35 条の 2)

精神科病院への入院者のうち、家族等がいない市町村長同意による医療保護入院者を中心として、面会交流の機会が少ない等の理由により、第三者による支援が必要と考えられる患者に対して、その患者の希望に応じて傾聴や生活に対する相談・情報提供等を役割とした訪問支援員を派遣するもの。

② 訪問支援員養成研修の実施

<第 1 回養成研修>

日 時：令和 7 年 10 月 13 日（月・祝日）10：00～17：00

内 容：演習及びシンポジウム

事前に厚生労働省が提示した講義をオンラインで受講するもの

受講者：社会福祉士・精神保健福祉士・保健師等 24 名

<第 2 回養成研修>

日 時：令和 8 年 3 月 1 日（日）10：00～17：00

内 容：演習及びシンポジウム

事前に厚生労働省が提示した講義をオンラインで受講するもの

受講者：公認心理師、臨床心理士、精神保健福祉士、保健師等 12 名

③ 訪問支援員の派遣

派 遣 先：地域の精神科病院 8 病院（令和 7 年度、モデル病院として実施）

派遣方法：面会希望者を病院の地域連携室を通じて当センターに連絡。

当センターは派遣者を決定後、二人一組で派遣。

派遣回数：8 回

12. ひきこもり対策推進事業

(1) 相談支援事業

① 目的

ひきこもり状態にある本人や家族、関係機関からの相談に対し、専門的に助言を行い、対象者への相談内容に応じて、適切な関係機関へつなぐ。また、関係機関と情報交換を行うなど、対象者への支援の状況を把握するとともに、適切な支援方法について検討を行う。

② 事業内容

ア 電話相談

開設日：月～金曜日（祝日及び年末年始を除く）

受付時間：9時～17時

イ 来所相談

開設日：月～金曜日（祝日及び年末年始を除く）

受付時間：9時～17時（予約制）

ウ 訪問・同行支援

必要に応じて家庭訪問を実施。また、関係機関と連携した訪問、関係機関や本人の興味がある活動等への同行等を実施。

エ オンライン相談

来所相談をしたことがある方を対象として、希望者に実施。

オ 市町村におけるひきこもり相談会

令和3年度から、ひきこもりに関する悩みを抱える方がより身近な場所で相談できるよう、住民に身近な市町村に出向いて相談会を実施している。

※1日3組の予約制

③ 相談実績

令和7年度の相談延件数（電話、来所、訪問・同行、オンラインの合計）は1,945件で、令和6年度と比較すると約6%増加した。訪問・同行支援は、市町村や就労支援等関係機関の窓口と一緒に相談を受けたり、相談者の利便性等を考えて、居住地の近くに出向いて相談等を行ったりしたことで、件数が大幅に伸びた。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
電話	85	105	90	93	91	105	79	95	92	100	111	109	1,155
来所	62	37	38	57	40	49	66	56	53	57	65	63	643
訪問・同行	3	4	6	24	14	11	11	7	11	19	21	13	144
オンライン	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3

＜市町村相談会実績＞

	ブロック	保健所	市町村		日程	相談件数	再掲	
							新規ケース	継続ケース
1	福岡地域	筑紫	那珂川市	生活支援課 地域福祉担当	令和8年1月14日	2	1	1
2		粕屋	宇美町	福祉課 福祉・手当係	令和8年1月7日	2	2	0
3			篠栗町	福祉課 障がい者支援係	令和8年2月3日	0	0	0
4			須恵町 ※1	福祉課	令和8年1月22日	0	0	0
5		宗像・遠賀	福津市	福祉課 生活相談係	令和7年12月24日	2	2	0
6			中間市	福祉支援課 福祉政策係	令和8年1月30日	1	0	1
7			芦屋町	福祉課 障がい者・生活支援係	令和7年12月19日	1	1	0
8			水巻町	地域づくり課 生活支援係	令和8年1月28日	1	0	1
9			岡垣町	福祉課 障がい者支援係	令和8年1月16日	0	0	0
10	筑豊地域	嘉穂・鞍手	嘉麻市	健康課	令和8年2月18日	1	1	0
11			直方市	保護・援護課	令和8年1月14日	2	1	1
12			小竹町	福祉課 一般福祉係	令和7年12月10日	0	0	0
13			鞍手町	福祉人権課 福祉人権係	令和7年12月23日	0	0	0
14		田川	福智町	福祉課 保険健康係	令和8年2月6日	1	1	0
15		京築	豊前市	福祉障がい者福祉係	令和8年2月26日	1	1	0
16			苅田町	福祉課	令和7年12月17日	0	0	0
17			吉富町	子育て健康課	令和7年12月15日	0	0	0
18	筑後地域	北筑後	東峰村	住民福祉課	令和8年3月6日	1	1	0
19			大刀洗町	福祉課	令和8年3月3日	0	0	0
20			小郡市 ※1	福祉課 障がい者福祉係	令和8年2月27日	0	0	0
21		南筑後	大川市 ※1	福祉事務所 地域福祉係	令和7年12月2日	2	1	1
					令和8年3月13日	4	2	2
22			柳川市 ※1	福祉課 生活支援課	令和7年9月12日	3	3	0
				令和8年2月13日	3	1	2	
計			22市町		24回	27	18	9

※1 市町村主催で実施する相談会に協力

(2) ひきこもり対策の推進

① ひきこもり対策連絡調整会議

ア 目的

ひきこもりに関する取組について、医療・福祉・教育・労働等の関係者と情報交換及び意見交換を行うことで、各機関間で恒常的な連携を確保し、ひきこもり対策の充実を図る。

イ 日時及び場所

令和8年1月29日（木）15：00～16：30

福岡県精神保健福祉センター 研修室

ウ 内容

○報告

- ・福岡県のひきこもり対策について（こころの健康づくり推進室）
- ・福岡県ひきこもり地域支援センターの取組について（精神保健福祉センター社会復帰課）

- ・ひきこもり支援ハンドブック～寄り添うための羅針盤～について
(精神保健福祉センター社会復帰課)
 - ・自立相談支援機関におけるひきこもり支援の取組について(福祉労働部保護・援護課)
 - ・ひきこもりの就労支援について「福岡県 WORK! DIVERSITY 事業」
(福祉労働部労働局就業支援課)
- 意見交換等

(3) 人材育成事業

① ひきこもり支援者研修会

ア 目的

ひきこもりの相談や訪問支援に対応できる人材を育成するとともに、支援者としての資質の向上を図る。

イ 対象者

保健福祉(環境)事務所、市町村、福祉・労働・教育機関等のひきこもり支援従事者、県内のひきこもりの民間支援団体等

ウ 日時・内容等

【日時及び方法】

令和7年7月25日(金) 10:00～12:00 オンライン形式

【内容及び講師】

演題: ひきこもりの理解と支援

～厚生労働省ひきこもり支援ハンドブック及び実践研究より～

講師: 跡見学園女子大学心理学部臨床心理学科 教授 板東充彦 氏

エ 参加者数・所属内訳(申込者数から欠席の連絡があったものを除いた人数)

198名(市町村50名、社会福祉協議会33名、保健所22名、自立相談支援機関16名、基幹相談支援センター13名、ひきこもり地域支援センター12名、地域包括支援センター11名、就労支援機関11名、その他30名)

② ひきこもり支援事業市町村等担当職員研修会

ア 目的

市町村を中心とした地域の支援機関におけるひきこもり支援事業の取組を進めることを目的とする。

イ 対象者

- ・市町村ひきこもり支援事業担当課職員及び社会福祉協議会職員
- ・保健福祉(環境)事務所職員

ウ 日時・内容等

【日時及び場所】

令和7年10月29日(水) 14時～16時30分 福岡県精神保健福祉センター 研修室

【内容及び講師】

①説明1 ひきこもり支援事業における国及び県の動きについて

②報告 市町村の取組について

- | | |
|-----------------|-----------------|
| ・八女市、八女市社会福祉協議会 | ・太宰府市 |
| ・大川市 | ・嘉麻市、嘉麻市社会福祉協議会 |

③説明2 市町村取組支援について

④意見交換「それぞれの地域で取り組めること」

エ 参加者数・所属内訳

39名(市町村21名、社会福祉協議会8名、保健所10名)

③ ひきこもりサポーターフォローアップ研修

ア 目的

ひきこもりサポーター登録者が実践的な内容を学ぶと共に、サポーター登録者同士が情報交換することを目的とする。

イ 対象者

福岡県ひきこもりサポーター登録者（令和6年度末時点）

ウ 日時・内容 等

	日時	研修名	実施方法（場所）	参加者
1	令和7年7月25日（金）	ひきこもり支援者研修会	オンライン	5人
2	令和7年8月21日（木）	家族のつどい 医師講話	対面 （精神保健福祉センター）	5人
3	令和7年10月16日（木）	家族のつどい 外部講師講演会	対面 （精神保健福祉センター）	3人

④ 市町村支援員派遣事業

ア 目的

市町村における支援強化を図るため、県の技術支援を望む市町村に対し、ひきこもり支援員を派遣し、市町村での来所相談や同行訪問、ケース会議への同席及び助言等を行うことで、市町村が主体となったひきこもり支援体制の充実を図るもの。

イ 対象者

県の技術支援を望む市町村

ウ 支援市町村及び支援内容

市町村名	支援内容
大川市 柳川市	- 市町村でのひきこもり相談会を実施し、自治体の職員等にひきこもり支援への意識が浸透する機会を設置。職員の技術支援。 - 市町村主催の会議への参加 - 保健所毎でひきこもり支援者等地域ネットワーク会議の実施 - 市町村の依頼に応じて、ひきこもり支援の知識やひきこもり地域支援センターの役割等についての講話を実施。

（４）ネットワークの構築

① ひきこもり支援者等地域ネットワーク会議

ア 目的

市町村をはじめとした地域の関係機関のネットワークの充実及び関係機関職員の資質向上を目的に、保健所圏域ごとに、保健所と協働し、ひきこもり支援者等地域ネットワーク会議を開催した。

また、当会議は本県において「就職氷河期世代の地域のプラットフォーム」と位置付けており、住民に身近な市町村でひきこもり相談を着実に受け止め、支援者間のネットワークを活用し、市町村プラットフォームの設置が促進されることを目指している。

イ 対象

市町村、自立相談支援機関、社会福祉協議会、基幹相談支援センター、地域包括支援センター、若者サポートステーション、発達障がい者支援センター、保健福祉（環境）事務所等においてひきこもり支援に関わる職員

ウ 主な内容

- ・説明：本県のひきこもり支援対策（精神保健福祉センター）
- ・事例報告：「ひきこもり支援機関からの事例報告」（各地域から2事例）
- ・事例提供・意見交換：「多機関で連携している事例」をもとにグループワーク

本人・家族への支援、関係機関が連携する上での工夫など

保健所	日程	場所	全体数 (参加者) + (事例提供者・ ファシリテータ) + 事務局	参加者	参加者所属内訳								事例提供 者・ファ シリテー タ	事務局
					市町村	自立相談 支援機関	社会福祉 協議会	就労支援 機関	地域包括 支援セン ター	障がい相 談支援機 関	医療機関	その他		
筑紫	R8年1月21日（水）	筑紫総合庁舎 大会議室	38	28	17	3	6	1	0	1	0	0	3	7
粕屋	R7年10月9日（木）	粕屋保健福祉事務所 中会議室	39	27	7	3	0	0	0	4	1	12	2	10
糸島	R7年11月20日（木）	糸島総合庁舎 大会議室	29	21	4	0	1	2	3	5	5	1	3	5
宗像・遠賀	R7年10月17日（金）	宗像総合庁舎 大会議室	39	30	10	6	3	1	4	3	0	3	3	6
嘉穂・鞍手	R7年10月28日（火）	飯塚総合庁舎 大会議室	36	24	10	4	4	3	0	1	2	0	2	10
田川	R8年1月27日（火）	田川総合庁舎 第5会議室	31	21	6	1	0	0	2	5	3	4	3	7
北筑後	R7年10月24日（金）	朝倉総合庁舎 大会議室	44	32	10	3	5	0	1	1	11	1	2	10
南筑後	R7年12月5日（金）	柳川総合庁舎 大会議室	31	17	9	0	1	0	0	7	0	0	2	12
京築	R7年12月3日（水）	行橋総合庁舎 大会議室	27	18	5	1	3	0	1	4	2	2	2	7
合計			314	218	78	21	23	7	11	31	24	23	22	74

② ひきこもり支援事業担当者会議

概 要	内 容	参加者数
日時： 【第1回】 令和7年6月17日 14:00～16:30 【第2回】 令和8年3月12日 14:00～16:00 対象： 県域保健所精神保健 係長・事業担当者 こころの健康づくり 推進室係長・担当者 会場：精神保健福祉セ ンター研修室	【第1回】 ○説明 「国及び本県におけるひきこもり支援施策について」 （精神保健福祉センター 社会復帰課） ○協議・意見交換等 (1) ひきこもり地域支援センターの取組状況報告 (2) ひきこもり支援者等地域ネットワーク会議について (3) 各保健所の相談実績、支援事例等の報告 (4) 福岡県ひきこもり支援社会資源情報の更新について 【第2回】 ○情報共有・意見交換等 (1) ひきこもり支援者等地域ネットワーク会議について (2) 市町村支援について (3) その他 ○説明 (1) 今後のひきこもり支援に係る県の方向性について （健康増進課こころの健康づくり推進室） (2) 令和8年度ひきこもり支援者等地域ネットワーク会議について （精神保健福祉センター 社会復帰課）	【第1回】 24名 【第2回】 22名

③ 関係会議への出席

他機関が実施する会議に出席し、各機関の役割、課題等を情報共有し、地域の関係者との連携を図った。

【関係機関会議】

	会議名
1	福岡県子ども・若者支援地域協議会（代表者会議）
2	メタバース活用長期無業者就労支援事業委員会
3	ひきこもり地域支援センター全国連絡協議会 総会・研修会

4	福岡県若者自立支援機関連携会議 (全体会議、宗像、中間・遠賀、福岡地域、北九州・筑豊地域、筑後地域会議)
5	あいあい青少年期発達障がい者支援連携会議
6	ひきこもり支援実務者連絡会 (北九州市精神保健福祉センター主催)

【市町村等会議】

	会議名 (開催月)
1	八女市アウトリーチサポートチーム会議 (5、11、R8.2月)
2	嘉麻市ひきこもり支援者意見交換会 (6、10月)
3	令和7年度リーベルネットワーク合同研修会 (8月)

(5) ひきこもり本人・家族への支援

① フリースペース (ねすと♪たまゆら)

ア 目的

ひきこもり状態にある本人を対象に、家族以外に安心して過ごせる場所を確保し、人との関わりや様々な体験ができる場を提供する。

イ 開催日時

毎月第2、4火曜日 14:00～16:00

ウ 参加者数

参加人数 (人)			開催回数
実人数	延人数	1回の参加人数	
13	185	6～9	24回

② 家族のつどい

ア 目的

家族がひきこもりに対する正しい知識を学ぶとともに、家族同士の分かち合いの場を提供する。

イ 開催日時

第3木曜日 14:00～16:00

ウ 内容・参加者

開催月	内 容	家族の 参加数	オンライ ン参加者 数	関係機関 参加者数
4月	新スタッフの紹介・1年間の計画説明・施設見学	20	5	0
5月	ひきこもり対応のヒント (1) ～ひきこもり支援ハンドブックを活用しよう・ご家族自身が元気でいるために～	13	4	1
6月	講話：ひきこもりの基礎知識 講師：精神保健福祉センター 職員	14	5	0
7月	社会資源の紹介 福岡県就労支援協同組合 筑紫野市暮らしの困りごと相談	21	4	0
8月	『ひきこもりと発達障害との関連』 講師：福岡県精神保健福祉センター 医師	18	5	10
9月	『ひきこもり家族の想い・支援者の想い』 講師：不登校・ひきこもり家族の会「ふきのとう」会長 中西 朋美 氏	14	2	2
10月	『いつまで待てばいいの? ～「ひきこもり」への新たな視点～』 講師：教育文化研修所 代表 長阿彌 幹生 氏	23	4	16

11月	社会資源の紹介 福岡県発達障がい者（児）支援センター Life 福岡若者サポートステーション	13	6	0
12月	ひきこもり当事者からのメッセージ	22	6	1
1月	ひきこもり対応のヒント（2）	14	5	1
2月	『ライフプラン ～これからの生計の立て方を学ぼう～』 講師：筑紫野市職員	25	5	0
3月	この一年を振り返って・まとめ こころとからだのリフレッシュ	15	4	0
合 計		212	55	31

参加者（家族）実数：72名、ひきこもり本人実数：60名

（6）情報発信

①各事業のホームページ掲載及びチラシ作成・配布

ホームページに各事業の内容を随時掲載するとともに、民生委員や地域包括支援センター等での講話等でチラシを配布した。保健所圏域毎に実施しているひきこもり支援者等ネットワーク会議で、チラシを配布し関係機関を通じて対象者への広報を行った。

②「福岡県ひきこもり地域支援センター事業報告書（令和6年度）」の作成・配付・ホームページ掲載

③「福岡県ひきこもり支援社会資源情報」の更新及びホームページ掲載

（7）普及啓発

他機関からの依頼に応じて、ひきこもり地域支援センターの役割等についての講話等を実施し、普及啓発を行った。

	日程	出前講座	参加者数 (人)
全域	R7年4月25日（金）	行政職員精神保健福祉業務基礎研修	98
福岡	筑紫	R7年8月17日（日） ひきこもり保護者の会（那珂川市）	7
		R7年8月20日（水） 大野城市民生児童委員連合協議会	100
		R7年9月11日（木） ひきこもり家族支援セミナー（太宰府市）	4
		R7年11月26日（水） 地域福祉を考えるつどい（那珂川市社会福祉協議会）	96
		R8年3月19日（木） 介護支援専門員研修会（春日市）	50
	粕屋	R8年1月24日（土） ひきこもり家族交流会（志免町社会福祉協議会）	中止
	糸島	R8年1月23日（金） 笑顔の集い（糸島市社会福祉協議会）	10
筑後	北筑後	R7年10月20日（月） 小郡市議会議員 議員研修（保健福祉常任委員会企画）	20
		R8年2月24日（火） 地域福祉セミナー（東峰村社会福祉協議会）	7

13. 精神医療審査会の審査に関する事務

精神医療審査会は、5合議体（委員構成は下記のとおり）から成り、各合議体が毎月1回、当センターで審査会を開催している。

また、退院等の請求に係る意見聴取については、請求者（当該患者）が入院している病院において、医療委員及び法律家又は有識者委員の計2名で実施している。

① 委員構成

委 員 資 格	1合議体当たり	全体（5合議体）
精神障害者の医療に関し学識経験を有する者	3人	14人
法律に関し学識経験を有する者	1人	7人
その他の学識経験を有する者	1人	5人
計	5人	26人

② 令和7年度審査状況

ア 審査会開催状況

	開催回数
各合議体	60回
合同(全体会)	2回
計	62回

イ 法第38条の3の規定による報告書等の書類審査状況

届出及び報告書	審査件数	審 査 結 果	
		現形態適当	他形態への移行
措置入院者の決定報告書等	129件	129件	0件
医療保護入院者の入院届	5,992件	5,992件	0件
医療保護入院者の入院期間更新届	6,159件	6,159件	0件
措置入院者の定期病状報告書	55件	55件	0件
計	12,335件	12,335件	0件

ウ 法第38条の4の規定による退院等の請求の審査状況

請求内容	請求件数	審 査 結 果			
退院請求	256 件	現 形 態 適 当	他形態へ の 移 行	入院継続 不 適 当	案件消滅 ・ 取下げ
		135 件	10 件	11 件	100 件
処遇改善 請 求	72 件	処遇適当	処遇不適当	案件消滅・取下げ	
		34 件	3 件	35 件	
計	328 件				

14. 自立支援医療費（精神通院）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく、自立支援医療費（精神通院）支給認定業務について、判定委員会での審査とその結果に基づく受給者証の発行を行っている。

判定委員会（委員 17 名）はおおむね月 4 回開催している。（委員分担型）

所持者数 (人)

	4年度	5年度	6年度	7年度
合 計	50,323	52,082	54,422	56,818

申請状況 (件)

	4年度	5年度	6年度	7年度
申請件数	50,981	53,495	55,260	58,140
承認件数	50,964	53,261	55,245	58,010

15. 精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づき、精神障がい者が一定の精神障がいの状態にあることを認定して交付されることにより、各方面の協力により各種の支援策が講じられ、精神障がい者の社会復帰の促進、自立及び社会参加の促進を図ることを目的としている。

精神障害者保健福祉手帳の申請は、診断書添付によるものと同意書（年金照会用）添付によるものの2種類がある。

所持者数 (人)

	4年度	5年度	6年度	7年度
1級	1,795	1,740	1,700	1,677
2級	17,045	17,374	18,363	19,482
3級	9,198	10,466	11,701	12,857
合計	28,038	29,580	31,764	34,016

申請状況 (件)

	4年度			5年度			6年度			7年度		
	診断書	年金証書	合計	診断書	年金証書	合計	診断書	年金証書	合計	診断書	年金証書	合計
申請件数	8,167	5,948	14,115	9,013	6,327	15,340	9,387	6,432	15,819	10,363	7,229	17,592
うち新規	2,403	392	2,795	2,461	372	2,833	2,630	374	3,004	2,839	391	3,230
うち更新	5,764	5,556	11,320	6,552	5,955	12,507	6,757	6,058	12,815	7,524	6,838	14,362

交付状況 (件)

	4年度			5年度			6年度			7年度		
	診断書	年金証書	合計	診断書	年金証書	合計	診断書	年金証書	合計	診断書	年金証書	合計
交付件数	8,118	5,903	14,021	8,976	6,291	15,267	9,330	6,381	15,711	10,297	7,170	17,467
うち新規	2,375	383	2,758	2,444	368	2,812	2,599	367	2,966	2,813	383	3,196
うち更新	5,743	5,520	11,263	6,532	5,923	12,455	6,731	6,014	12,745	7,484	6,787	14,271
1級	366	534	900	353	515	868	332	510	842	321	513	834
うち新規	46	30	76	40	19	59	37	16	53	39	27	66
うち更新	320	504	824	313	496	809	295	494	789	282	486	768
2級	3,346	4,936	8,282	3,594	5,315	8,909	3,559	5,383	8,942	3,928	6,049	9,977
うち新規	649	315	964	617	306	923	671	293	964	789	296	1,085
うち更新	2,697	4,621	7,318	2,977	5,009	7,986	2,888	5,090	7,978	3,139	5,753	8,892
3級	4,406	433	4,839	5,029	461	5,490	5,439	488	5,927	6,048	608	6,656
うち新規	1,680	38	1,718	1,787	43	1,830	1,891	58	1,949	1,985	60	2,045
うち更新	2,726	395	3,121	3,242	418	3,660	3,548	430	3,978	4,063	548	4,611

16. 災害対策・災害支援

(1) 災害対策

① 研修開催

令和7年度ふくおか DPAT 養成研修

日程：令和7年11月17日

場所：福岡県中小企業振興センター

受講者：36名（14医療機関、北九州市、福岡市）

② ふくおか DPAT 運営委員会

日程：令和7年8月5日

開催方法：Web開催

内容：

（ア）令和7年度のふくおか DPAT 養成研修について

（イ）災害拠点精神科病院について

（ウ）運営委員会の委員追加について

(2) 災害支援

① 災害時の支援：なし

② 災害時の情報収集、情報共有

令和7年12月8日 青森県東方沖地震（2025）（最大震度6強）

令和8年1月6日 島根県及び鳥取県で地震（最大震度5強）

Ⅲ. 資 料

1. 本年報使用のブロック名及び保健所・管轄市町村
2. 関係法令

1. 本年報使用のブロック名及び保健所・管轄市町村

(令和7年4月1日現在)

ブロック	保健所 (保健福祉(環境)事務所)	管 轄 市 町 村
福岡 ブロック	筑紫 保健福祉環境事務所	筑紫野市
		春日市
		大野城市
		太宰府市
		那珂川市
	粕屋保健福祉事務所	古賀市
		(糟屋郡) 宇美町 篠栗町 志免町 須恵町
		新宮町 久山町 粕屋町
	糸島保健福祉事務所	糸島市
	宗像・遠賀 保健福祉環境事務所	宗像市
		福津市
		中間市
		(遠賀郡) 芦屋町 水巻町 岡垣町 遠賀町
筑豊 ブロック	嘉穂・鞍手 保健福祉環境事務所	直方市
		宮若市
		飯塚市
		嘉麻市
		(鞍手郡) 小竹町 鞍手町
		(嘉穂郡) 桂川町
	田川保健福祉事務所	田川市
		(田川郡) 香春町 糸田町 川崎町 福智町
		添田町 大任町 赤村
	京築 保健福祉環境事務所	行橋市
		(京都郡) 荏田町 みやこ町
		豊前市
		(築上郡) 吉富町 築上町 上毛町
筑後 ブロック	北筑後 保健福祉環境事務所	朝倉市
		小郡市
		うきは市
		(朝倉郡) 筑前町 東峰村
		(三井郡) 大刀洗町
	南筑後 保健福祉環境事務所	大牟田市
		柳川市
		八女市
		筑後市
		大川市
		みやま市
		(三潞郡) 大木町
		(八女郡) 広川町
久留米市	久留米市保健所	久留米市

2. 関係法令

○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年五月一日）

（精神保健福祉センター）

第六条 都道府県は、精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図るための機関（以下「精神保健福祉センター」という。）を置くものとする。

2 精神保健福祉センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及を図り、及び調査研究を行うこと。
- 二 精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談及び指導のうち複雑又は困難なものを行うこと。
- 三 精神医療審査会の事務を行うこと。
- 四 第四十五条第一項の申請に対する決定及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十二条第一項に規定する支給認定（精神障害者に係るものに限る。）に関する事務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。
- 五 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十二条第二項又は第五十一条の七第二項の規定により、市町村（特別区を含む。第四十七条第三項及び第四項を除き、以下同じ。）が同法第二十二条第一項又は第五十一条の七第一項の支給の要否の決定を行うに当たり意見を述べること。
- 六 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十六条第一項又は第五十一条の十一の規定により、市町村に対し技術的事項についての協力その他必要な援助を行うこと。

○精神保健福祉センター運営要領について

（令和五年十一月二十七日）

（健医発第八号）

（各都道府県知事、各指定都市市長あて厚生省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

令和4年12月に成立した「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」を踏まえ、精神保健センター運営要領を別紙のように定め、令和6年4月1日より適用することとしたので、管内市町村を含め関係者及び関係団体に対する周知方につき配慮願いたい。

なお、本通知の適用に伴い、「精神保健センター運営要領について」（平成8年1月19日健医発第57号保健医療局長通知）は、令和6年3月31日付けで廃止する。

別紙

精神保健福祉センター運営要領

1 地域精神保健福祉におけるセンターの役割

精神保健福祉センター（以下「センター」という。）は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）第6条の規定に基づき、都道府県等及び指定都市（以下「都道府県等」という。）が設置する精神保健及び精神障害

者の福祉に関する総合的技術センターとして、地域の精神保健福祉における活動推進の中核的な機能を備えなければならない。

また、住民の精神的健康の保持増進、精神障害の予防、適切な精神医療の推進、地域生活支援の促進、自立と社会経済活動への参加の促進のための援助等を行うものである。

さらに、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号。以下「令和4年改正法」という。）により、法第46条において、都道府県及び市町村が実施する精神保健福祉に関する相談支援について、精神障害者のみならず精神保健に課題を抱える者も対象とされ、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨として、行わなければならないことが規定された。精神障害者等をより身近な地域できめ細かく支援していくためには、市町村が相談支援等の取組をこれまで以上に積極的に担っていくことが求められており、センターは市町村及び市町村を支援する保健所と協働し、精神障害者等のニーズや地域の課題を把握した上で、障害保健福祉圏域等の単位で精神保健医療福祉に関する重層的な連携による支援体制の構築に向け、本要領に示す各業務を総合的に推進する。

2 実施体制

（１）組織体制

組織は、原則として総務部門、地域精神保健福祉部門、教育研修部門、調査研究部門、精神保健福祉相談部門、精神医療審査会事務部門、精神障害者保健福祉手帳判定部門及び自立支援医療（精神通院医療）判定部門等をもって構成すること。

（２）職員の配置

ア 基本的考え方

令和4年改正法により、法第46条において、都道府県及び市町村が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者も対象にできるようにするとともに、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨とすることが明確化され、それに伴い、センターの保健所及び市町村への支援強化の必要性が増している。

そのため、センターの職員に関して、専門職の十分な確保や人材育成及び資質向上の観点に留意し、精神保健及び精神障害者の福祉に関する総合的技術センターとしての機能や市町村の相談支援体制構築のための援助遂行を果たすために十分な人数を配置すること。なお、十分な人数を配置した上で、業務に支障が生じない場合は、職務の共通するものについて他の相談機関等と兼務することも差し支えない。

イ 所長

センターの所長は、市町村の専門的なニーズに対応していくために、精神保健指定医等、精神保健福祉に関する職務を行うのに必要な知識及び技能を十分に有する医師をあてることが望ましい。

ウ 職員構成

センターの職員構成は、医師、保健師、看護師、作業療法士、精神保健福祉士、公認心理師、精神保健福祉相談員、その他のセンター業務実施に必要な職員等多職種で構成すること。

医師については、精神科の診療に十分な経験を有する者をあてること。

医師以外の職員についても、センターが都道府県等の本庁等の精神保健及び精神障害者の福祉に関する専門性を発揮できるよう、個々のキャリアパスや精神保健福祉に関する業務の経験等も十分考慮した上で配置すること。

3 業務

以下に示す業務は、いずれもセンターの業務と密接な関係にあり、センターが精神保健及び精神障害者の福祉に関する総合的技術センターとしての立場で実施するものである。これらの業務については、都道府県等の本庁、保健所、市町村等必要な関係機関と日頃から連携し、精神障害者やその家族等の意見も考慮しながら進めていくものである。

(1) 企画立案

地域における精神保健医療福祉の包括的支援を推進するため、精神保健に関する地域課題の整理及び対応策の検討、精神障害者の地域生活支援の推進方策や、医療計画、健康増進計画、アルコール健康障害対策推進計画、再犯防止推進計画、ギャンブル等依存症対策推進基本計画、障害者基本計画、障害福祉計画、自殺対策計画等の地域における精神保健福祉施策の計画的推進に関する事項等について、専門的な立場から、都道府県等の本庁と協働し、企画立案を行い、市町村や保健所をはじめとした関係機関に対しては意見を述べる等を行うこと。

(2) 技術支援

令和4年改正法による法第46条の規定新設の趣旨を踏まえ、市町村や市町村を支援する保健所への支援体制の強化が必要である。

センターは、包括的支援体制の確保のために、都道府県等の本庁、保健所、市町村、児童相談所、障害者就業・生活支援センター等関係機関に対し、本項の各業務に関して、地域の事情に応じた方法で協議の場への参画、研修、事例検討、個別スーパービジョン、同席での相談や同行訪問に加えて、意見提案、情報提供、対象機関の事業実施への支援、講師派遣等により、専門的立場から積極的な技術支援を行うこと。

(3) 人材育成

保健所、市町村、福祉事務所、児童相談所、障害福祉サービス事業所、その他の関係機関等で精神保健福祉業務に従事する職員に対して、都道府県等全体の施策に関することや、事例検討等を含む精神保健福祉の相談支援に係る専門的研修等を行い、人材の育成及び技術的水準の向上を図ること。

精神保健福祉相談員について、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第十二条第三号に規定する講習会の指定基準等について」（令和5年11月27日付障害保健福祉部長通知障発1127第10号）に基づく講習会を開催する場合は保健所及び管内市町村の参加を積極的に促すこと。

(4) 普及啓発

住民に対し、メンタルヘルス、精神疾患及び精神障害についての正しい知識、相談支援等の社会資源及び精神障害者の権利擁護等に関しての普及啓発を行うこと。普及啓発の実施の際には、精神障害者に対する差別や偏見をなくすため、「心のサポーター」の養成を行う等、態度や行動の変容につながることを意識すること。

また、保健所及び市町村が行う普及啓発活動に対して専門的立場から協力及び援助を行うこと。

(5) 調査研究

地域の精神保健福祉における活動推進並びに精神障害者の地域生活支援の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進等についての調査研究を行うとともに、センターは市町村の規模や資源によって住民への支援に差が生じないよう、精神保健及び精神障害者の福祉等に関する統計やデータベース等を活用及び分析し、企画立案に役立てること。また、そ

の結果をもとに都道府県等の本庁、保健所、市町村等が行う精神保健福祉活動が効果的に展開できるよう資料を提供すること。

これらの調査研究等を通じ、精神保健福祉上の課題を抱える者のニーズや地域課題を把握した上で、障害保健福祉圏域等の単位で精神保健医療福祉に関する重層的な連携による支援体制を構築していくこと。

（６）精神保健福祉に関する相談支援

心の健康に関する相談や精神医療の新規受診や受診継続に関する相談、思春期・青年期・高齢期等のライフステージごとのメンタルヘルス及び精神疾患の課題、それらを背景とした自殺に関連する相談、家庭内暴力やひきこもりの相談、アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症等精神保健福祉に関する相談支援のうち、専門性が高く、複雑又は困難なケースに対して、総合的技術センターとしての立場から適切な相談支援等を行うとともに、保健所、市町村及び関係機関等と連携し、相談支援を行うこと。

相談支援の実施方法は、電話、メール、面接、訪問等により行うものとし、相談者のニーズや状態に応じて、ピアサポーター等の活用も含め、適切に実施すること。特に、自ら相談窓口で精神保健の相談をすることに心理的なハードルを感じる者や地域に潜在化している精神保健に関する課題を抱える者に対しては、地域の実情に応じた体制で多職種によるアウトリーチ支援を適切に実施すること。

なお、聴覚障害等のコミュニケーションを図ることに支障がある者からの精神保健に関する相談支援に対応する場合に適切に意思疎通を図ることができるよう、手話通訳者の配置等合理的な配慮をすること。

（７）当事者団体等の育成及び支援

当事者団体や家族会等について、都道府県等単位での活動を把握し、支援することに努めるとともに、保健所、市町村並びに地区単位での活動に協力する。さらに、都道府県内の保健所、市町村等に対して、当事者、ピアサポーター等の活用を促進すること。

（８）精神医療審査会の審査に関する事務

精神医療審査会は、精神障害者の人権に配慮しつつその適正な医療及び保護を確保するために、精神科病院に入院している精神障害者の処遇等について専門的かつ独立的な機関として審査を行うために設置された機関である。センターに配置されている精神保健福祉の専門職員を活用し、精神医療審査会の開催事務及び審査遂行上必要な調査その他当該審査会の審査に関する事務を行うこと。また、法第38条の4の規定による退院等の請求等の受付についても、精神保健福祉センターで行う等、審査の客観性、独立性を確保できる体制を整えること。

なお、退院等の請求方法は書面を原則としているが、当該患者が口頭（電話を含む。）による請求の受理を求めるときはそれを認めるものとしていることに留意すること。また、退院等の請求や相談に応じた際に、請求には至らないが、第三者による支援が必要と考えられる者に対し、法第35条の2の規定による入院者訪問支援事業を都道府県等が実施している場合においては、本事業を紹介すること。

さらに、精神医療審査会の事務を行う上で、法律に関し学識を有する者からの助言を得られる体制を整えることが望ましい。

（９）精神障害保健福祉手帳の判定及び自立支援医療費（精神通院医療）の支給認定

法第45条第1項の規定に基づき申請された精神障害者保健福祉手帳の交付の可否及び障害等級の判定業務及び障害者総合支援法第52条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）の支給認定を専門的な機関として行うこと。

(10) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に係る業務

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成15年法律第110号)による地域社会における処遇については、保護観察所長が定める処遇の実施計画に基づき、地域精神保健福祉業務の一環として実施されるものであり、センターにおいても保護観察所等関係機関相互の連携により必要な対応を行うこと。

(11) 災害等における精神保健上の課題に関する相談支援

災害・事故・事件等に関連して生じた、住民の精神保健上の課題に対する相談支援について、医療機関、保健所、市町村等の関係機関と連携し、中核的役割を担うこと。

(12) 診療や障害者福祉サービス等に関する機能

地域における診療、デイケア及び障害福祉サービス等の機能を確認し、必要に応じ、地域で提供されていない機能を提供すること。ただし、精神医療審査会事務並びに精神障害者保健福祉手帳の判定及び自立支援医療費（精神通院医療）の支給認定を行うことから、その判定等が公正に行われるよう、透明性及び公平性の確保に配慮すること。

(13) その他

本運営要領に定めるもののほか、地域の実情に応じ、必要な業務を行うこと。

精神保健福祉センター年報
(令和 7 年度実績)
令和 8 年 9 月発行

発行元 福岡県精神保健福祉センター
〒816-0804 春日市原町 3 - 1 - 7 南側 2 階
T E L 092-582-7510
F A X 092-582-7505



福岡県行政資料	
分類番号 GD	所属コード 4404407
登録年度 27	登録番号 0001